

第1章

国内外の出願・登録状況と審査・審判の現状

近年、研究開発や企業活動のグローバル化が大きく進展し、国内のみならず国外での知財戦略の重要性も一層増している。また、欧米に加え、新興国のプレゼンスも増しており、知的財産（特許・実用新案・意匠・商標）をめぐる社会情勢は大きく変容している。そのような背景を踏まえ、本章では、国内外の出願・登録状況と審査・審判の現状について紹介する。

1 特 許

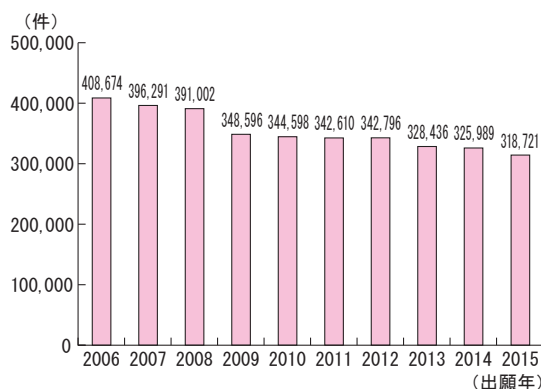
(1) 我が国における特許出願・審査請求等の推移及び特許審査の現状

① 特許出願件数と PCT 国際出願¹ 件数

過去 10 年間の特許出願件数の推移を見ると、2006 年以降漸減傾向で推移しており、2015 年は 318,721 件（前年比 2.2%減）であった。他方、日本国特許庁を受理官庁とした特許協力条約に基づく国際特許出願（PCT 国際出願）の件数は、2014 年を除き、一貫して増加傾向を示しており、2015 年は 43,097 件（前

年比 4.4%増）と、過去最高となった。このように、かつては国内偏重の出願構造であったが、現在は PCT 国際出願の活用が進んでいる。これは、研究開発や企業活動のグローバル化が大きく進展し、国内のみならず国外での知財戦略の重要性も一層増していること、知財戦略における量から質への転換に伴い、出願人による出願の厳選が進んでいることなどが背景にあるものと考えられる。

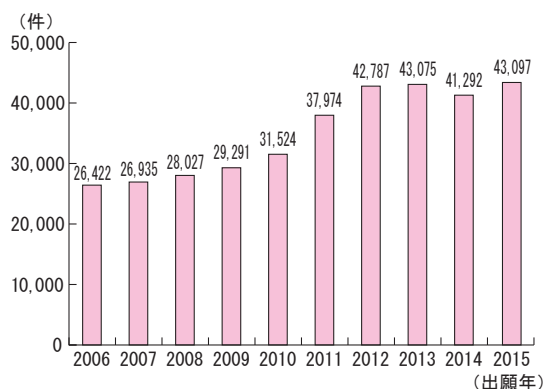
1-1-1 図 特許出願件数の推移



（備考）特許出願件数は国内出願件数と特許協力条約に基づく国際出願（PCT 国際出願）のうち国内移行した出願件数の合計数である。また、PCT 国際出願については国内書面の受付日を基準としてカウントしている。

（資料）統計・資料編 第1章 1.

1-1-2 図 PCT 国際出願件数の推移



（資料）統計・資料編 第3章 1.

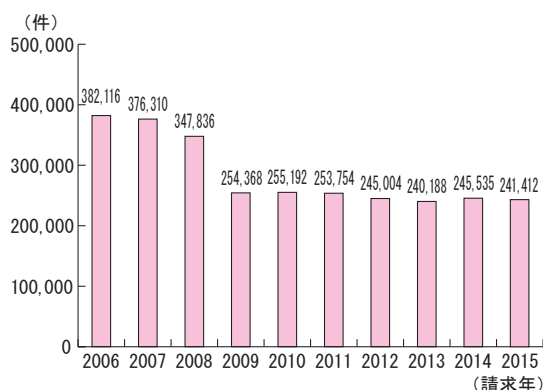
② 審査請求件数

2001 年 10 月以降の出願について審査請求期間が 7 年から 3 年へ短縮されたことに伴い、審査請求件数の一時的な増大が生じ

ていたが、これも 2008 年 9 月末をもって終了し、2009 年の審査請求件数は大幅に減少した。2015 年の審査請求件数は、241,412 件であった。

1 特許協力条約（PCT: Patent Cooperation Treaty）に基づく国際出願。一つの出願願書を条約に従って提出することにより、PCT 加盟国である全ての国に同時に出願したと同じ効果を与える出願制度となっている。

1-1-3 図 審査請求件数の推移



(備考) 2009～2012年の審査請求件数には審査請求料の納付繰延制度を利用しているものが含まれる。

(資料) 統計・資料編 第1章 1.

③審査の迅速化

特許庁は、2013年度末に一次審査通知までの期間を10.4か月とし、2004年度に掲げた10年目標（平成25年度（2013年度）末までに一次審査通知までの期間を11か月以内とするという目標（FA11））を達成した。その後、

一次審査通知までの期間に加え、権利化までの期間の短縮を求めるニーズの高まりを受け、特許庁は、新たな10年目標として、平成35年度（2023年度）までに特許の「権利化までの期間¹」（標準審査期間）と「一次審査通知までの期間」をそれぞれ、平均14か月以内、平均10か月以内とするという目標を設定し、着実に取り組んでいる。

④特許審査実績

2015年の一次審査件数は235,809件となった。また、特許査定件数は173,015件、拒絶査定件数は66,599件、特許登録件数は189,358件となった。

日本国特許庁が2015年に国際調査機関として作成した国際調査報告の件数は、2015年の国際出願件数と同様に過去最高の、43,571件となった。

1-1-4 図 特許審査実績の推移

実 績	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年
一 次 審 査 件 数	377,089	363,876	369,679	356,179	255,001	235,809
再 着 審 査 件 数	336,613	327,736	338,738	329,409	283,085	237,076
国 際 調 査 報 告 作 成 件 数	29,993	35,633	40,529	42,384	40,079	43,571
国 際 予 備 審 査 報 告 作 成 件 数	1,952	2,198	2,702	2,509	2,190	2,515
前 置 審 査 件 数	26,707	25,739	23,851	23,168	22,972	20,405
合 計	772,354	755,182	775,499	753,642	603,327	539,376

(備考) 前置審査件数は、前置登録件数²、前置報告件数³、前置拒絶理由件数の合計。

1-1-5 図 最終処分実績の推移

実 績	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年
特 許 査 定 件 数	205,652	220,495	254,502	260,046	205,711	173,015
拒 絶 査 定 件 数	164,639	138,784	120,896	108,544	88,467	66,599
(うち戻し拒絶査定件数)	100,951	84,419	70,297	60,356	41,477	30,173
FA後取下げ・放棄件数	4,600	5,433	5,566	4,090	2,562	2,290
特 許 登 録 件 数	222,693	238,323	274,791	277,079	227,142	189,358
特 許 査 定 率	54.9%	60.5%	66.8%	69.8%	69.3%	71.5%
拒 絶 査 定 率	45.1%	39.5%	33.2%	30.2%	30.7%	28.5%

(備考) 戻し拒絶査定件数とは、審査官の拒絶理由通知に対し、何ら応答されず拒絶査定された件数。

FA後取下げ・放棄件数とは、一次審査着手後に出願の取下げ・放棄が行われた件数。

特許査定率＝特許査定件数／（特許査定件数＋拒絶査定件数＋FA後取下げ・放棄件数）

拒絶査定率＝（拒絶査定件数＋FA後取下げ・放棄件数）／（特許査定件数＋拒絶査定件数＋FA後取下げ・放棄件数）

(資料) 特許庁作成

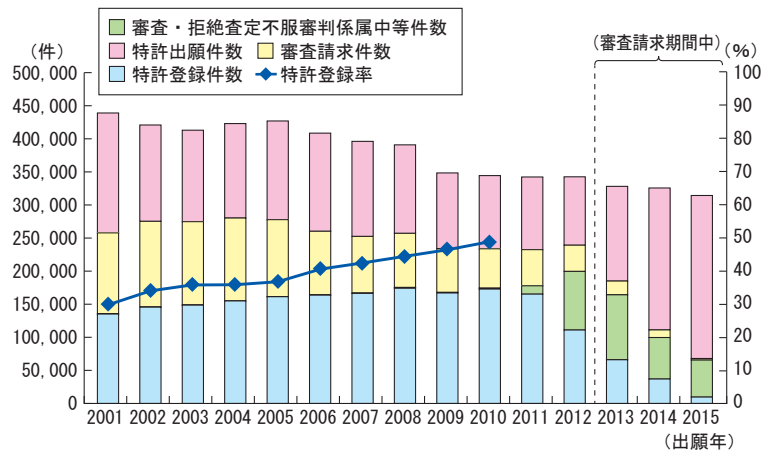
- 出願人が補正等を行うことに起因して特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合や、特許庁に応答期間の延長や早期の審査を求める場合等の、出願人に認められている手続を利用した場合を除く。
- 前置審査の結果、拒絶査定を取り消して特許査定された件数。
- 前置審査の結果、拒絶査定を維持すべきと判断された件数。

⑤出願年別で見る特許出願・審査請求・特許登録等

出願年別で見ると、特許出願件数や審査請求件数は2009年以降も漸減傾向であるものの、特許登録件数は17万件前後を維持して

おり、特許出願件数に対する特許登録件数の割合（特許登録率）は増加傾向にある。このことから、知的財産戦略における量から質への転換に伴い、出願人による出願の厳選が進んでいることがうかがえる。

1-1-6 図 出願年別で見る特許出願・審査請求・特許登録等の推移（2001-2015）



出願年	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
特許出願件数	439,038	420,906	413,008	423,017	426,974	408,569	396,160	390,879	348,429	344,397	342,312	342,589	328,138	325,688	318,345
審査請求件数	257,807	275,276	274,752	280,250	277,797	260,221	252,485	257,116	233,901	233,780	232,471	237,906	184,847	111,313	68,028
特許登録件数	135,141	145,533	148,587	154,942	161,362	163,765	166,568	174,701	166,525	171,874	164,291	109,698	64,525	36,165	9,173

(備考) 特許登録件数の数値は2016年5月10日時点での暫定値。

2013年から2015年の審査請求件数の数値は2016年5月10日時点での暫定値。

延長登録出願件数は、特許出願件数に含まない。

(資料) 特許庁作成

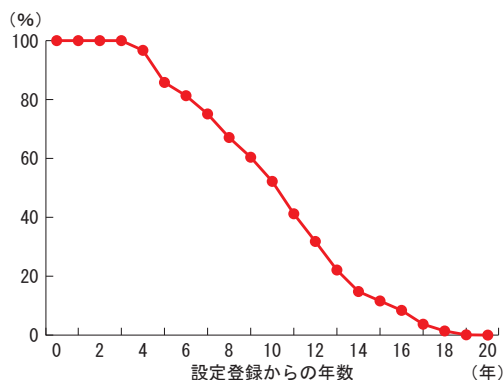
⑥特許権の現存率

日本における特許権の設定登録からの年数毎の現存率（2015年末現在）は、設定登録から5年後で86%、10年後で52%、15年後で10%程度に減少している。

また、日本における内国出願人の特許保有

件数は増加傾向にある。同件数は、この10年で約1.6倍に増加し、2015年末に162万件に達した。日本における外国出願人の特許保有件数も増加傾向にあり、この10年で約2.9倍に増加し、2015年末に32万件に達した。

1-1-7 図 特許権の現存率



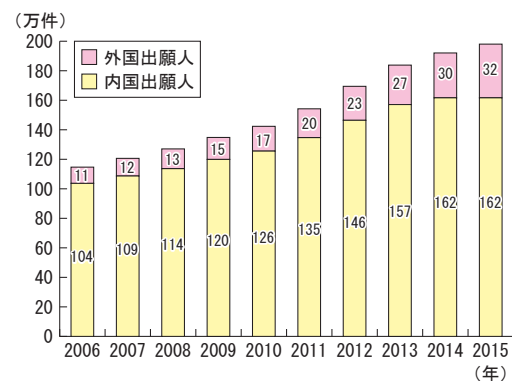
(備考) 現存率は、特許権の登録件数に対する現存件数の割合のことである。

・2015年末現在の数字である。

(資料) 統計・資料編 第2章 20. (2)

1-1-8 図

内外国出願人別の現存特許権数の推移



(資料) 統計・資料編 第2章 20. (1)

(2)主要国・機関における特許出願・登録動向

①世界の特許出願件数

2005年に170.3万件であった世界の特許出願件数は、この10年間で1.6倍に増加し、2014年には268.1万件に達した。2009年の世界の特許出願件数は居住者、非居住者共に減少していたが、2010年以降増加に転じており、2014年は前年比4.4%増となっている。2014年の世界の特許出願件数の伸びは、主に、中国人による中国国家知識産権局への特許出願件数の大幅な増加によるものである。2014年の世界の特許出願件数においては、米国特許商標庁、日本国特許庁がこれに続いている(1-1-17図参照)。

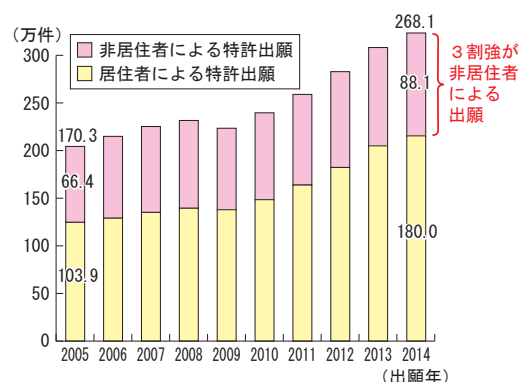
非居住者による特許出願件数を見ると、この10年間で1.3倍に増加し、2014年には88.1万件に達した。特に、非居住者による特許出願のうちPCT国際出願の国内移行件数は、2005年に31.4万件であったのに対し、2014年には50.2万件となっており、PCT国際出願制度の利用が活発化したことがうかがえる。

②世界の特許登録件数

世界の特許出願件数の増加に伴い、世界の特許登録件数も増加の傾向にある。2005年には63.2万件であったが、この10年間で約1.9倍に増加し、2014年には117.7万件であった。この世界の特許登録件数のうち非居住者による登録は、この10年間で約1.8倍に増加し、2014年には全体の4割弱を占める状況にある。

2014年の世界の特許登録件数を出願人の居住国別に見ると、日本居住者による特許登録件数は29.7万件と最も多く、米国25.6万件、中国17.6万件と続いている。また、日本居住者による特許登録件数のうち、約4割は外国での登録であり、我が国企業の知財活動が国内外に広く行われていることが分かる。

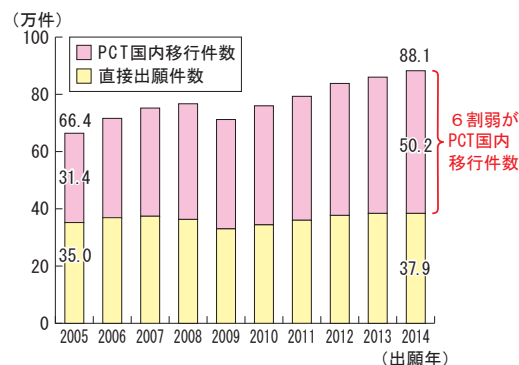
1-1-9 図 世界の特許出願件数の推移



(資料)WIPO IP Statistics Data Center を基に特許庁作成

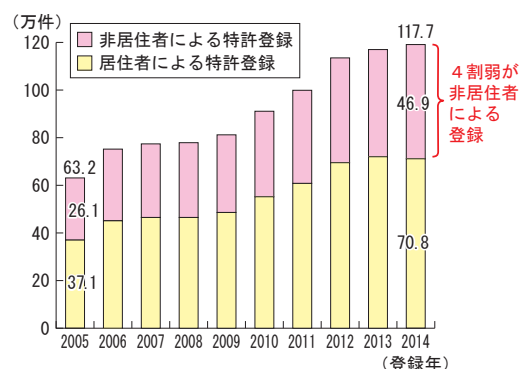
1-1-10 図

非居住者による特許出願件数の
出願ルート別内訳の推移



(資料)WIPO IP Statistics Data Center を基に特許庁作成

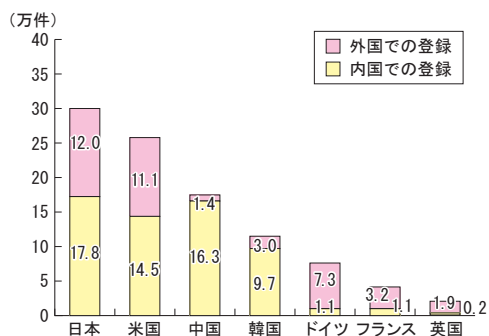
1-1-11 図 世界の特許登録件数の推移



(資料)WIPO IP Statistics Data Center を基に特許庁作成

1-1-12 図

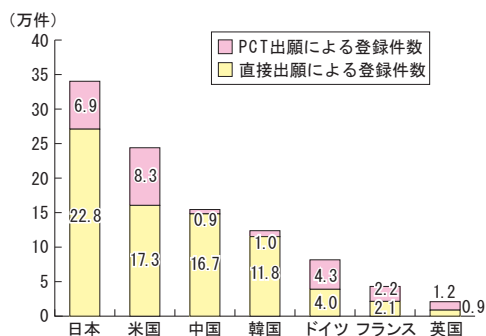
出願人居住国別の世界での特許登録件数
(外国 / 内国) (2014 年)



(備考)居住国は筆頭出願人の居住国である。
(資料)WIPO IP Statistics Data Center を基に特許庁作成

1-1-13 図

出願人居住国別の世界での特許登録件数
(PCT 出願 / 直接出願) (2014 年)



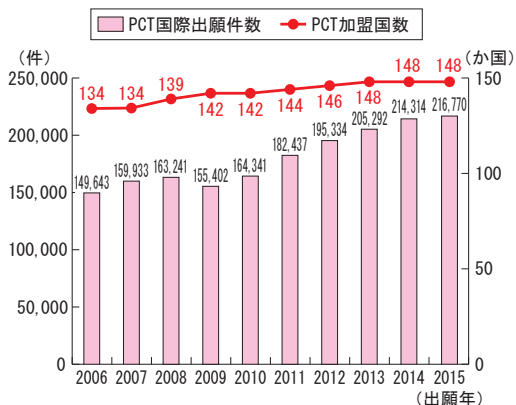
(備考)居住国は筆頭出願人の居住国である。
(資料)WIPO IP Statistics Data Center を基に特許庁作成

③世界のPCT国際出願件数

PCT 国際出願件数は、2009 年以降増加しており、2015 年は 216,770 件と、前年に引き続き過去最高となった。

1-1-14 図

PCT 加盟国数及び PCT 国際出願件数の推移

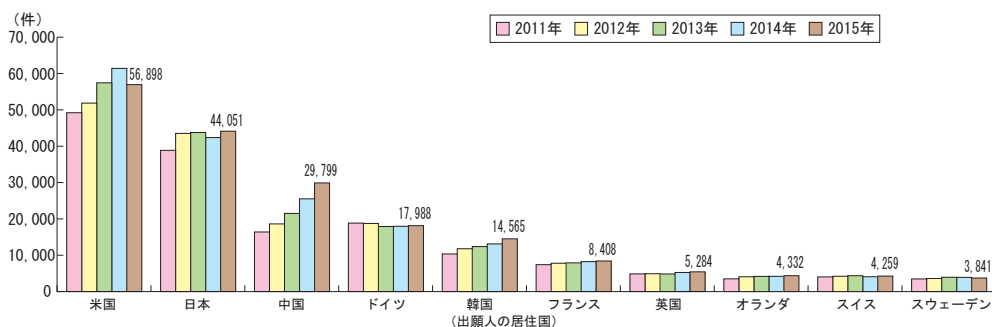


(資料)WIPO ウェブサイト、WIPO Statistics Data Center を基に特許庁作成

PCT 国際出願件数の推移を出願人居住国別に見ると、2015 年の日本からの出願件数は、2011 年から 13.3% 増の 44,051 件と、過去最高を記録し、引き続き第 2 位となっている。この日本からの PCT 国際出願件数の増加の背景には、我が国企業等の活動が一層グローバル化したこと、PCT 国際出願のメリットについて認識が高まってきたことなどがあると考えられる。なお、2015 年の中国からの PCT 国際出願件数は前年比 16.6% 増を記録した。

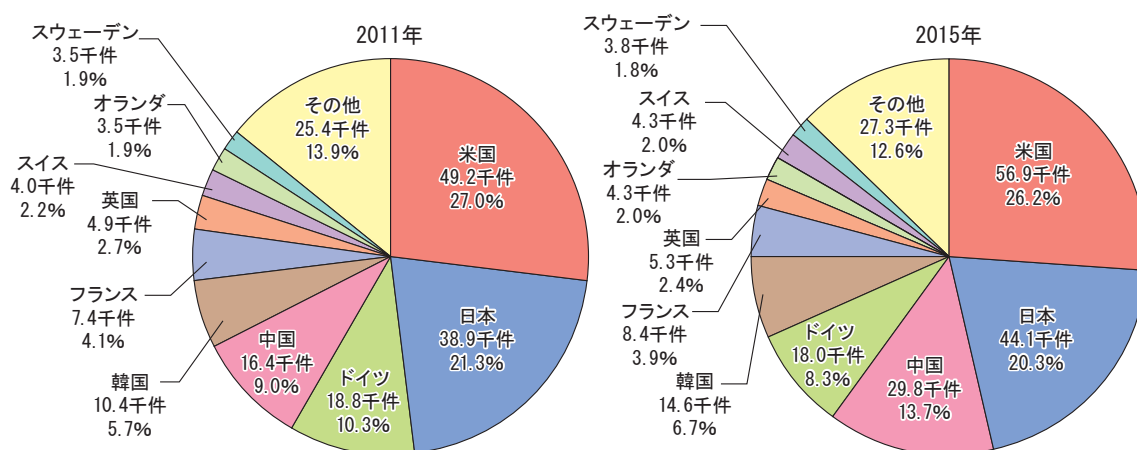
出願人居住国別の割合を見ると、2011 年と 2015 年のいずれにおいても上位 10 か国で全体の約 85% を占めている。米国は全体の 26.2% を占め、引き続き第 1 位となっている。

1-1-15 図 出願人居住国別の PCT 国際出願件数の推移



(備考)各年の出願件数は国際出願日によるものであり、居住国は筆頭出願人の居住国である。
 (資料)WIPO Statistics Data Center を基に特許庁作成

1-1-16 図 出願人居住国別の PCT 国際出願件数の割合 (2011 年と 2015 年の比較)



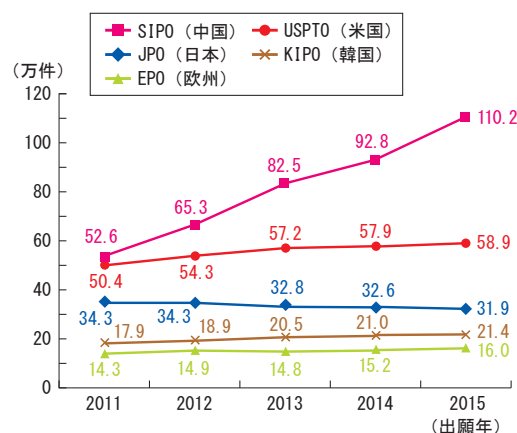
(資料)WIPO Statistics Data Center を基に特許庁作成

④五大特許庁における特許出願件数

五大特許庁（日本国特許庁（JPO）、米国特許商標庁（USPTO）、欧州特許庁（EPO）、中国国家知識産権局（SIPO）、韓国特許庁（KIPO））における特許出願件数の動向を示す。

2015 年の JPO における出願件数は 31.9 万件であり、前年より微減した。五大特許庁の中では、前年と同様 SIPO における出願件数の増加が際立っている（前年比 19%増）。

1-1-17 図 五大特許庁における特許出願件数の推移

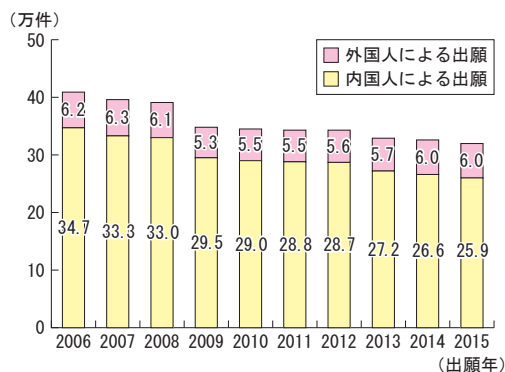


(資料)下記を基に特許庁作成
 JPO 統計・資料編 第1章1.
 USPTO USPTO ウェブサイト (2011~2014 年) 及び USPTO 提供資料 (暫定値) (2015 年)
 EPO EPO Annual Report 2015 (European patent applications 参照)
 SIPO SIPO ウェブサイト
 KIPO KIPO ウェブサイト

⑤五大特許庁における特許出願構造

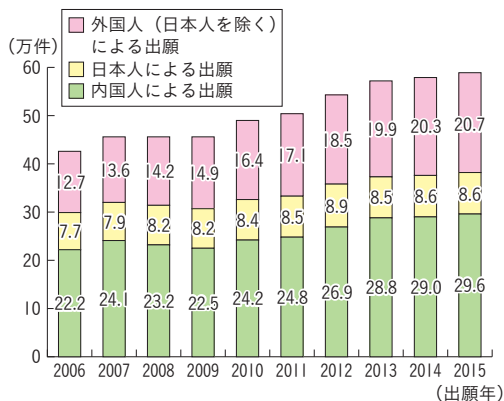
USPTO 及び EPO では外国人（EPO の場合は EPC 加盟国以外の出願人）による出願がほぼ半数を占めているのに対し、JPO、SIPO 及び KIPO では内国人による出願が多い。特に、SIPO における内国人による出願件数は、近年大きく増加している。

1-1-18 図 JPO における特許出願構造



(資料)統計・資料編 第2章 4. (1)

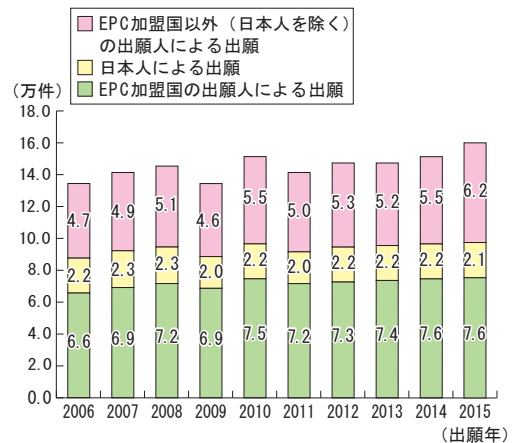
1-1-19 図 USPTO における特許出願構造



(備考)Utility Patent が対象。

(資料)USPTO ウェブサイト (2006 年～2014 年) 及び USPTO 提供資料 (暫定値) (2015 年) を基に特許庁作成

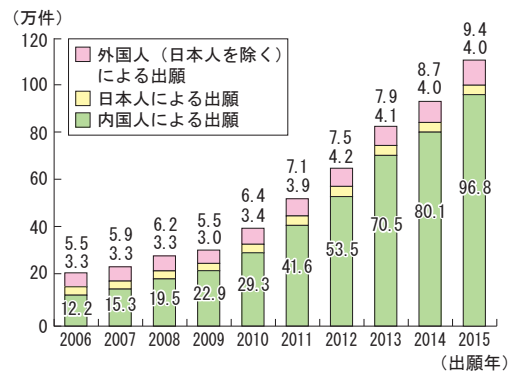
1-1-20 図 EPO における特許出願構造



(備考)EPC 加盟国は各年末における加盟国。

(資料)EPO Annual Report 2015 を基に特許庁作成

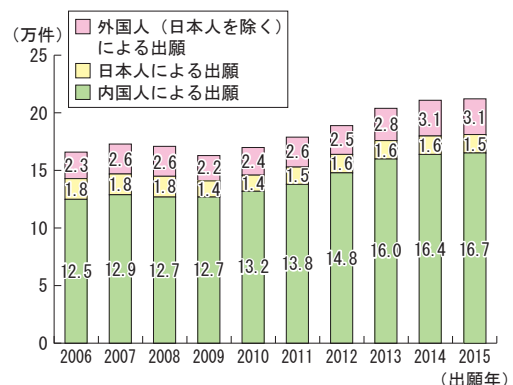
1-1-21 図 SIPO における特許出願構造



(備考)「内国人による出願」には、台湾から SIPO への出願件数を含む。
2014 年台湾からの出願件数 10,491 件。

(資料)SIPO Annual Report 及び SIPO ウェブサイトを基に特許庁作成

1-1-22 図 KIPO における特許出願構造

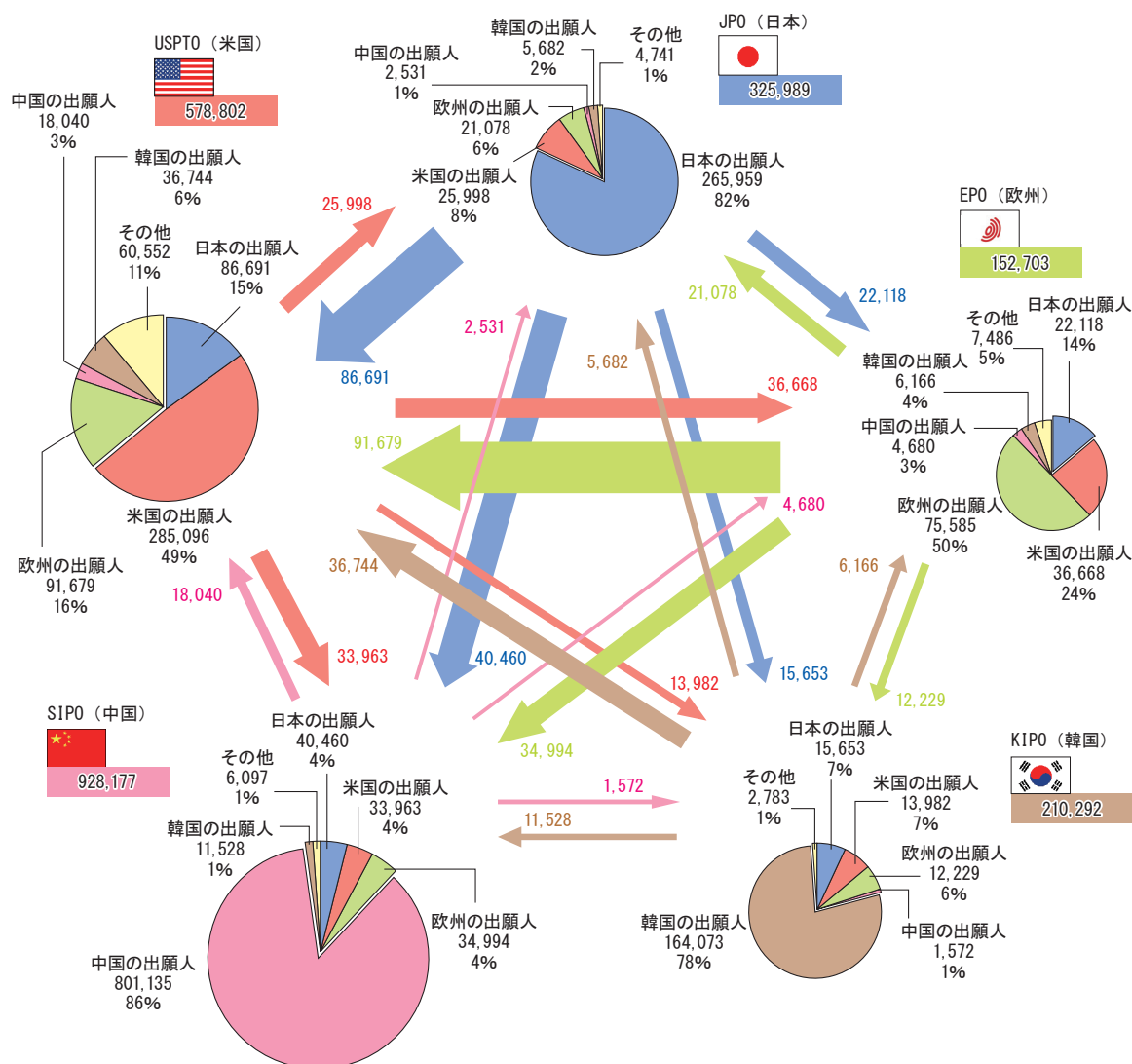


(資料)KIPO Annual Report (2006～2015 年) を基に特許庁作成

⑥ 五大特許庁間の特許出願件数と特許登録件数

2014 年における五大特許庁間の特許出願件数と特許登録件数を見ると、JPO、EPO、SIPO、KIPO から他庁への出願・登録は、いずれも USPTO へのものが最も多い。

1-1-23 図 五大特許庁間の特許出願状況（2014 年）



(備考)・USPTOはUtility Patentが対象。

・枠内の数値は、各国・機関における2014年の特許出願件数の合計を示す。

・欧州からの件数は、2014年末時点のEPC加盟国の出願人による出願件数を示す。

・EPOへの件数は、欧州特許庁分のみを計上しており、各EPC加盟国への出願件数は含まれていない。

(資料)下記を基に特許庁作成

JPO 特許行政年次報告書 2015年版統計・資料編 第4章2.(1)

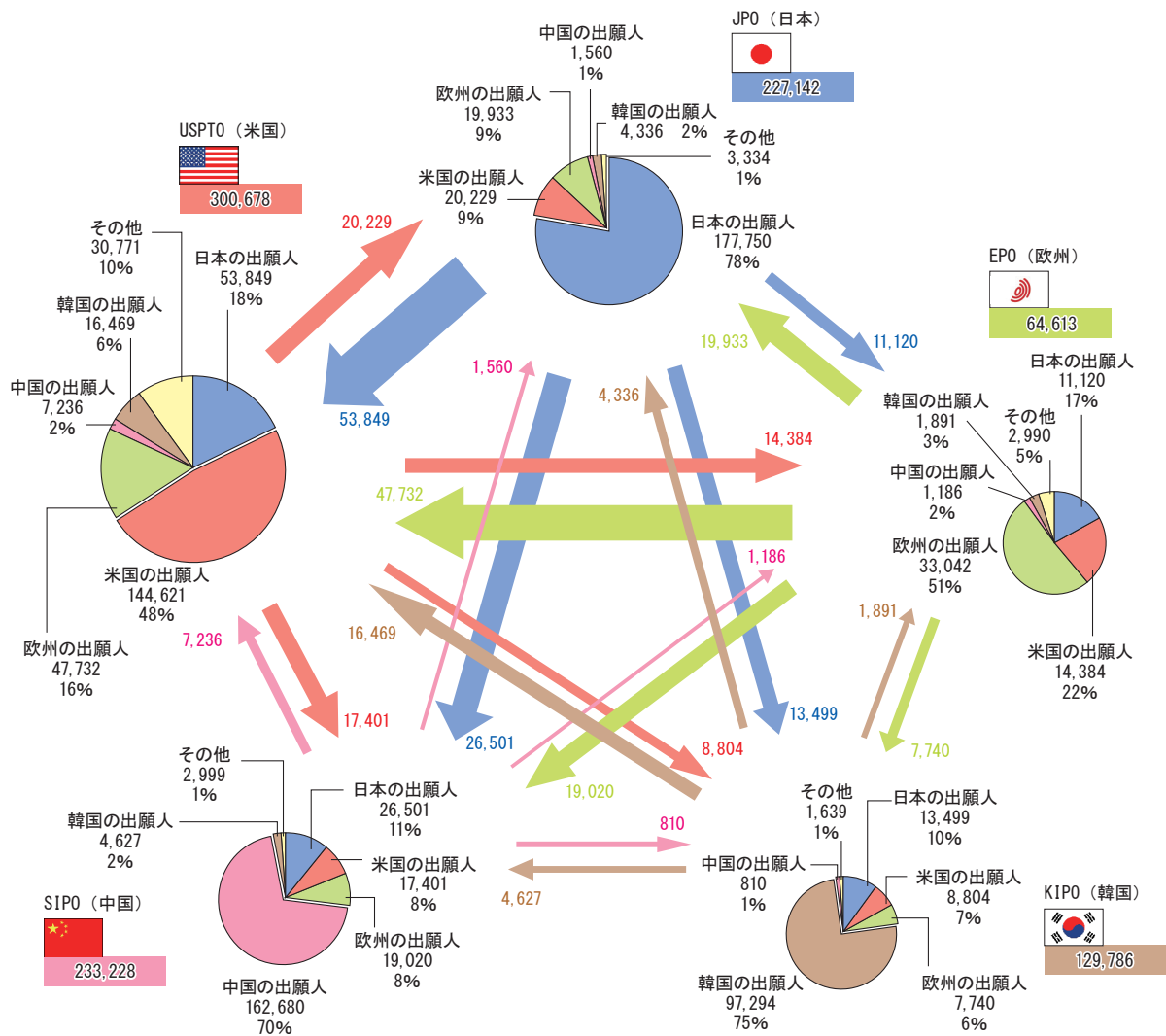
USPTO USPTOウェブサイト

EPO EPO Annual Report 2015

SIPO SIPOウェブサイト

KIPO KIPOウェブサイト

1-1-24 図 五大特許庁間の特許登録状況（2014年）



(備考)・USPTOはUtility Patentが対象。
 ・枠内の数値は、各国・機関における2014年の特許登録件数の合計を示す。
 ・欧州からの件数は、2014年末時点のEPC加盟国の出願人による登録件数を示す。
 ・EPOへの件数は、欧州特許庁分のみを計上しており、各EPC加盟国への登録件数は含まれていない。
 (資料)下記を基に特許庁作成

JPO 特許行政年次報告書 2015年版統計・資料編 第4章3.(1)
 USPTO USPTOウェブサイト
 EPO EPO Annual Report 2015
 SIPO SIPOウェブサイト
 KIPO KIPOウェブサイト

⑦五大特許庁の一次審査通知までの期間と最終処分期間

各庁の一次審査通知までの期間及び最終処分期間の2014年平均は、1-1-25図のとおりである。

なお、各庁の一次審査通知までの期間及び最終処分期間は、それぞれの特許制度の違いによってその定義が異なっている。例えば、一次審査通知までの期間の定義は、JP0では審査請求日から一次審査までの平均期間であるが、EP0では出願日から特許性に関する見解を伴う拡張欧州調査報告の発行までの期間の中央値、SIPOでは審査請求後の実体審査開始（実体審査開始の通知書の発行）から一次審査までの平均期間となっている。詳細は、1-1-25図の備考を参照されたい。

1-1-25 図

五大特許庁の「一次審査通知までの期間」及び「最終処分期間」（2014年平均）

	一次審査通知までの期間	最終処分期間
JP0（日本国特許庁）	9.3 か月	15.2 か月
USPTO（米国特許商標庁）	18.1 か月	27.0 か月
EP0（欧州特許庁）	9.1 か月	22.8 か月
SIPO（中国国家知識産権局）	12.5 か月	21.8 か月
KIPO（韓国特許庁）	11.0 か月	16.7 か月

（備考）・JP0の一次審査通知までの期間及び最終処分期間の数値は、2014年度平均。

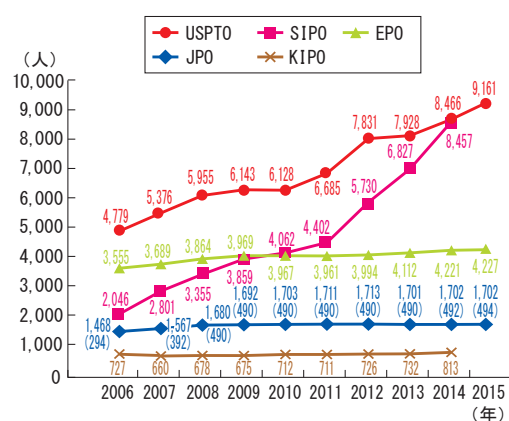
- ・JP0及びKIPOの一次審査通知までの期間は、審査請求日から一次審査までの平均期間。
- ・USPTOの一次審査通知までの期間は、出願日から一次審査までの平均期間。
- ・EP0の一次審査通知までの期間は、出願日から特許性に関する見解を伴う拡張欧州調査報告の発行までの期間の中央値。
- ・SIPOの一次審査通知までの期間は、審査請求後の実体審査開始から一次審査までの平均期間。
- ・JP0の最終処分期間、すなわち権利化までの期間（標準審査期間）は、審査請求日から取下げ・放棄又は最終処分を受けるまでの平均期間（出願人が制度上認められている期間を使って補正等を行うことによって特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合等を除く）。
- ・USPTOの最終処分期間は、出願日から放棄又は最終処分を受けるまでの平均期間（植物特許、再審査を含む）。
- ・EP0の最終処分期間は、実体審査開始から最終処分までの期間の中央値。
- ・SIPOの最終処分期間は、実体審査開始から最終処分までの平均期間。
- ・KIPOの最終処分期間は、各年に最終処分を受けた全出願の最終処分までに要した審査期間（総月数）を各年の最終処分件数で除した値。

（資料）IP5 Statistics Report 2014 を基に特許庁作成

⑧五大特許庁の特許審査官数

必要な審査体制の整備、強化を図るにあたり各庁は審査官の増員を行っており、2006年から2015年までの10年間で、USPTOは4,382人、EP0は672人の審査官増員を行った。また、SIPOは、2006年から2014年までの間で6,411人の審査官増員を行った。JP0も、2006年から2015年までの10年間で234人の審査官増員を行った。

1-1-26 図 五大特許庁の審査官数の推移



（備考）JP0の2006年～2015年の括弧内は任期付審査官数。

（資料）下記を基に特許庁作成

USPTO Annual Report 2015

SIPO A BRIEF INTRODUCTION AND REVIEW 2015 No. 1

EP0 IP5 Statistics Report 2014 及び EP0 Annual Report 2015

JP0 統計・資料編 第5章 4.

KIPO Annual Report 2014

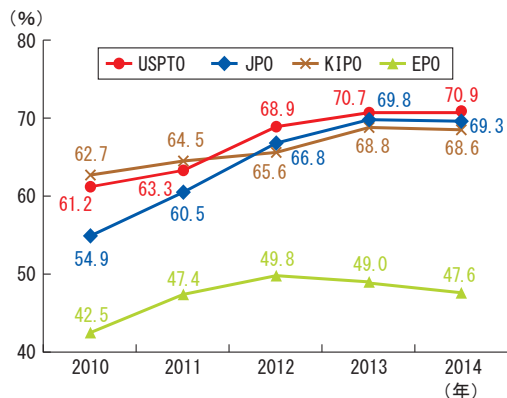
⑨主要特許庁の特許査定率

USPTOの特許査定率は増加傾向にあり、2014年は前年比0.2ポイント増の70.9%であった。他方、2014年のEP0、JP0、KIPOの特許査定率はそれぞれ前年比2.4ポイント、0.5ポイント、0.2ポイント減の47.6%、69.3%、68.6%であった。

なお、各庁の特許査定率は、それぞれの特許制度の違いによってその定義が異なっている（1-1-27図の備考参照）。

1-1-27 図

主要特許庁の特許査定率の推移



(備考) 各庁の特許査定率の定義は以下のとおり。

(各年における処理件数が対象)

・ JPO 特許査定件数 / (特許査定件数 + 拒絶査定件数 + 審査着手後の取下げ・放棄件数)

・ USPTO 特許証発行件数 / 処理件数

・ EPO 特許査定件数 / (特許査定件数 + 拒絶査定件数 + 放棄件数)

・ KIPO 特許査定件数 / (特許査定件数 + 拒絶査定件数 + 審査着手後の取下げ件数)

※ SIPO は特許査定率を公表していない。

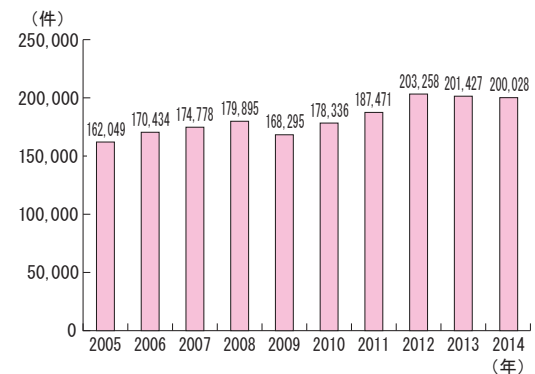
(資料) IP5 Statistics Report 2014 を基に特許庁作成

⑪日本から海外への特許出願件数

日本から海外への特許出願件数は、2012 年以降横ばいで推移しており、2014 年は 200,028 件であった。

1-1-29 図

日本から海外への特許出願件数の推移



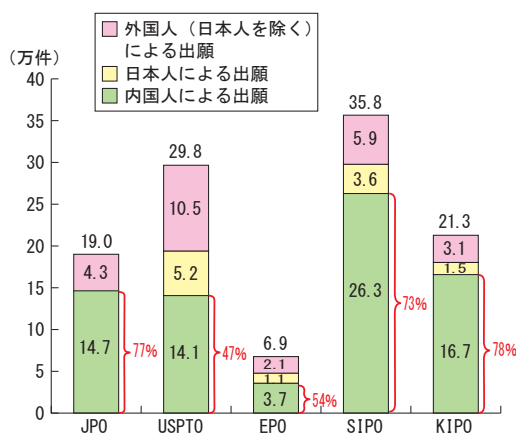
(資料) WIPO IP Statistics Data Center を基に特許庁作成

⑩主要特許庁における特許登録構造及び EPO における特許査定構造

USPTO 及び EPO では内国人による登録は 5 割程度であるのに対し、JPO、SIPO、KIPO では内国人による登録はそれぞれ 77%、73%、78%を占めており、登録構造に大きな違いが見られる。

1-1-28 図

主要特許庁における特許登録件数及び EPO における特許査定件数 (2015 年)



(備考) EPO については、特許査定件数を記載。また、EPO の内国人とは、EPC 加盟国の出願人を意味する。

(資料) 下記を基に特許庁作成

JPO 統計・資料編 第2章 4. (1)

USPTO USPTO ウェブサイト

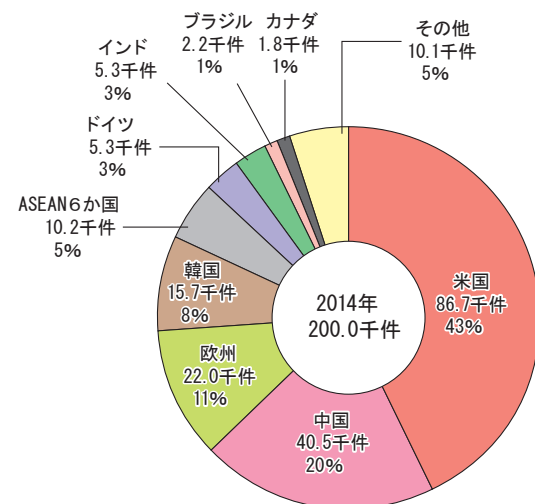
SIPO SIPO ウェブサイト

KIPO KIPO Annual Report (2015 年)

EPO EPO Annual Report 2015

1-1-30 図

日本から海外への特許出願件数の割合 (2014 年)



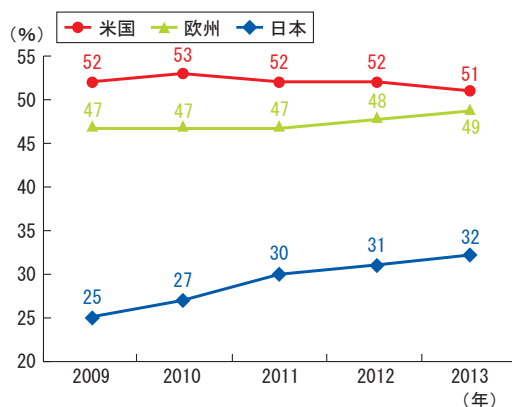
(資料) WIPO IP Statistics Data Center を基に特許庁作成

⑫日米欧出願人のグローバル出願率¹

日本の出願人のグローバル出願率は、米国・欧州の出願人のグローバル出願率と比べると低い。2008 年以降漸増しており、2013 年には 32%に達した。

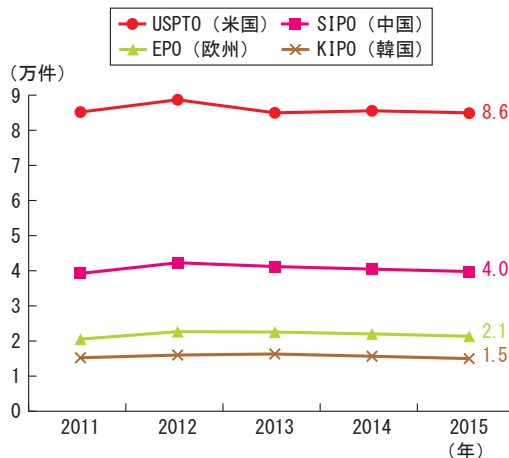
1-1-31 図

日米欧出願人のグローバル出願率の推移



(資料)特許庁作成

1-1-32 図 日本人による主要特許庁への特許出願件数の推移



	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年
USPTO	85,184	88,686	84,967	86,691	85,706
SIPO	39,231	42,278	41,193	40,460	40,078
EPO	20,418	22,490	22,405	22,118	21,426
KIPO	15,234	16,004	16,300	15,653	15,283

(備考)USPTO Utility Patent が対象。

(資料)下記を基に特許庁作成

USPTO USPTO ウェブサイト (2010~2014 年)及び USPTO 提供資料 (暫定値) (2015 年)

SIPO SIPO ウェブサイト

EPO EPO Annual Report 2015

KIPO KIPO Annual Report(2011~2015 年)

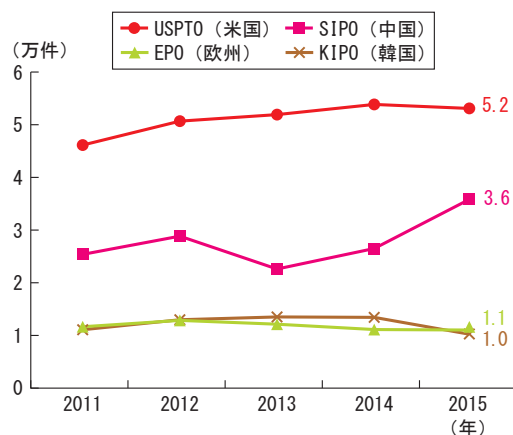
1 グローバル出願率とは、各国特許庁になされる各年の特許出願のうち、外国にも特許出願される件数の比率。外国出願した国の数は、グローバル出願率に影響を及ぼさない。なお、特許出願には、国内出願に基づかず直接各国特許庁に出願された特許協力条約 (PCT) に基づく国際出願を含む。日本の出願人のグローバル出願率は、特許庁データを利用して作成した。米国・欧州の出願人のグローバル出願率は、WPI(World Patents Index) データを利用して作成した。WPI データは、データ取得時に公開された案件を対象としている。

⑭日本人による主要特許庁での特許登録件数

2015年の日本人による主要特許庁での特許登録件数は、それぞれ USPTO において 52,409

件（前年比 2.7%減）、SIPO において 36,418 件（同 37.4%増）、EPO において 10,585 件（同 4.8%減）、KIPO において 9,615 件（同 28.4%減）であった。

1-1-33 図 日本人による主要特許庁での特許登録件数の推移



	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年
USPTO	46,139	50,677	51,919	53,849	52,409
SIPO	25,387	28,847	22,609	26,501	36,418
EPO	11,650	12,856	12,133	11,120	10,585
KIPO	11,083	12,980	13,514	13,432	9,615

（備考）・USPTO Utility Patent が対象。
・EPO 特許査定件数を表す。

（資料）下記を基に特許庁作成
USPTO USPTO ウェブサイト
SIPO SIPO ウェブサイト
EPO EPO Annual Report 2015
KIPO KIPO Annual Report (2011～2015 年)

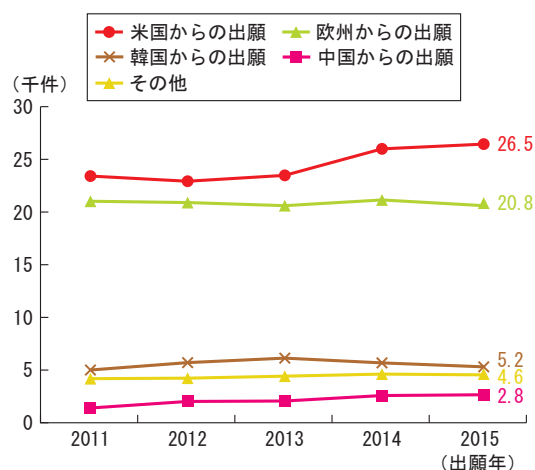
⑮外国人による日本への特許出願件数

2015年の外国人による日本への特許出願件数は、前年からほぼ横ばいの 59,882 件であった。このうち、米国と欧州からの出願が全体の 79%を占め、それぞれ前年比 1.9%増の 26,501 件、前年比 1.9%減の 20,754 件であった。韓国からの出願は、前年比 8.1%減の 5,222 件であり、全体の 8.7%を占めた。また、中国からの出願は、近年増加傾向にあり、2015 年は前年比 9.9%増の 2,840 件であった。しかしながら、中国からの出願が全体に占める割合は 4.7%であり、欧米や韓国からの出願と比べると依然として少ない。

⑯外国人による日本での特許登録件数

2015年の外国人による日本での特許登録件数は、前年比 13.7%減の 42,609 件であった。このうち、米国と欧州からの出願に基づく登録が全体の 80.5%を占めた。韓国からの出願に基づく登録は 3,886 件であり、全体の 9.1%を占めた。また、中国からの出願に基づく登録は、前年からほぼ横ばいの 1,535 件であり、全体に占める割合は 3.6%である。

1-1-34 図 外国人による日本への特許出願件数の推移



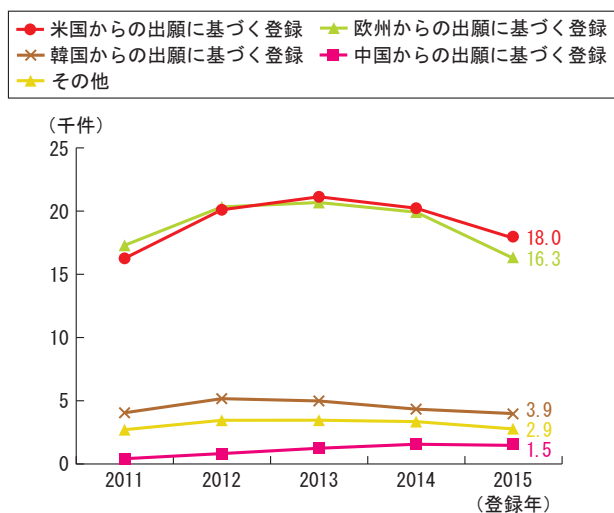
	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	対合計比 (2015 年)
米国からの出願	23,414	22,922	23,481	25,996	26,501	44.3%
欧州からの出願	21,023	20,899	20,604	21,147	20,754	34.7%
韓国からの出願	5,007	5,708	6,134	5,682	5,222	8.7%
中国からの出願	1,401	2,022	2,064	2,583	2,840	4.7%
その他	4,185	4,232	4,422	4,620	4,565	7.6%
合計	55,030	55,783	56,705	60,028	59,882	

(備考)・欧州とは、各年末時点における EPC 加盟国の出願人を意味する。

・表中の件数は、直接出願件数及び PCT 国内移行件数を含む。

(資料)統計・資料編 第4章2.(1)を基に特許庁作成

1-1-35 図 外国人による日本での特許登録件数の推移



	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	対合計比 (2015 年)
米国からの出願に基づく登録	16,262	20,103	21,131	20,229	17,995	42.2%
欧州からの出願に基づく登録	17,292	20,329	20,679	19,917	16,301	38.3%
韓国からの出願に基づく登録	4,048	5,165	4,984	4,336	3,886	9.1%
中国からの出願に基づく登録	416	822	1,243	1,560	1,535	3.6%
その他	2,711	3,455	3,462	3,350	2,892	6.8%
合計	40,729	49,874	51,499	49,392	42,609	

(備考)・欧州とは、各年末時点における EPC 加盟国の出願人を意味する。

・表中の件数は、直接出願及び PCT 国内移行に基づく登録件数を含む。

(資料)統計・資料編 第4章3.(1)を基に特許庁作成

(3)新興国における特許出願動向

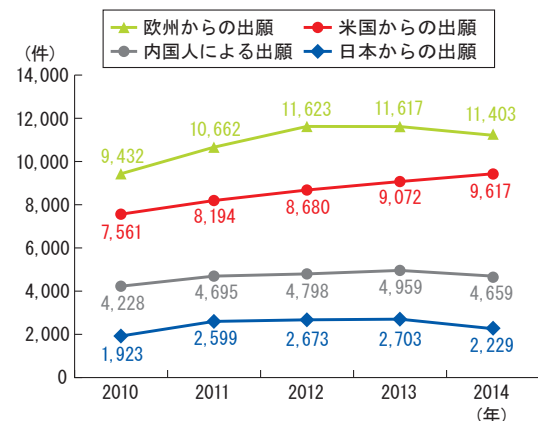
①BRICS、ASEANにおける特許出願件数

a. BRICS

ブラジル、ロシア、南アフリカにおける過去5年間の特許出願件数の推移には、大きな傾向の変化はない。インドにおいては、近年、欧州、米国、日本からの出願が頭打ちとなっているものの、内国人による出願件数は増加傾向にある。また、中国においても、内国人による特許出願件数が大きな伸びを示しており、この伸びが世界の特許出願件数第1位となった大きな要因となっている。

1-1-36 図

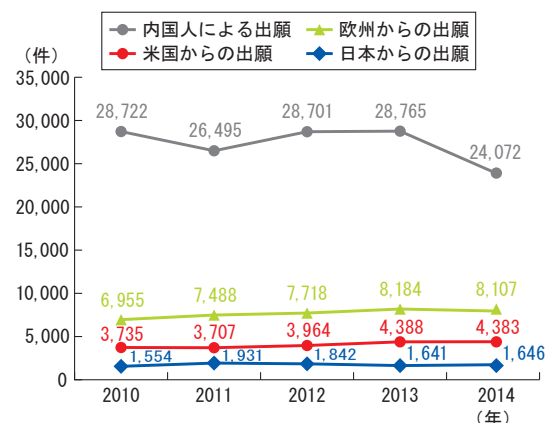
ブラジルにおける特許出願件数の推移



(備考) 欧州とは、各年末時点における EPC 加盟国の出願人を意味する。
(資料) WIPO IP Statistics Data Center を基に特許庁作成

1-1-37 図

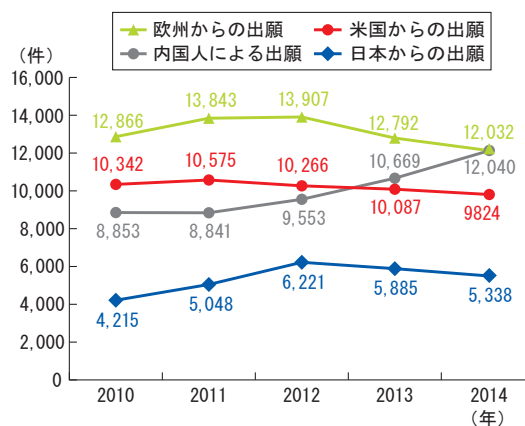
ロシアにおける特許出願件数の推移



(備考) 欧州とは、各年末時点における EPC 加盟国の出願人を意味する。
(資料) WIPO IP Statistics Data Center を基に特許庁作成

1-1-38 図

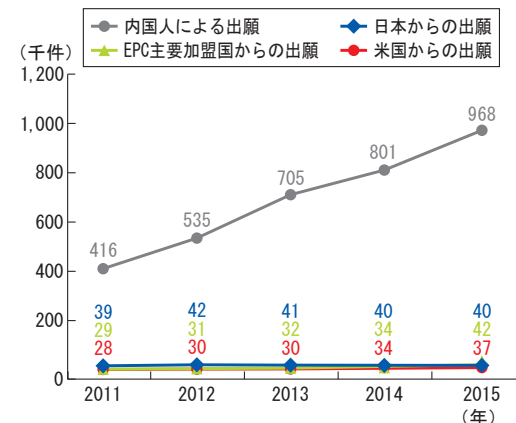
インドにおける特許出願件数の推移



(備考) 欧州とは、各年末時点における EPC 加盟国の出願人を意味する。
(資料) WIPO IP Statistics Data Center を基に特許庁作成

1-1-39 図

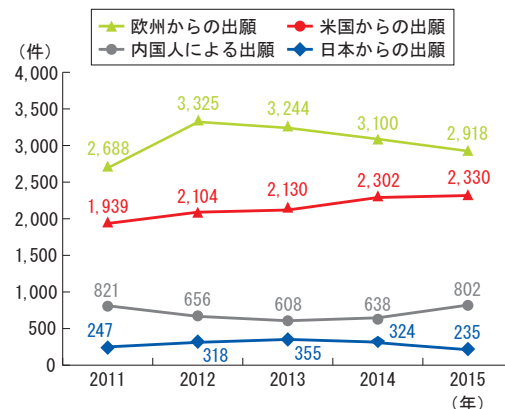
中国における特許出願件数の推移



(備考) 「EPC 主要加盟国」は SIPO ウェブサイト (<http://www.sipo.gov.cn/>) による。
(資料) SIPO ウェブサイト (2011 年～2015 年) を基に特許庁作成

1-1-40 図

南アフリカにおける特許出願件数の推移



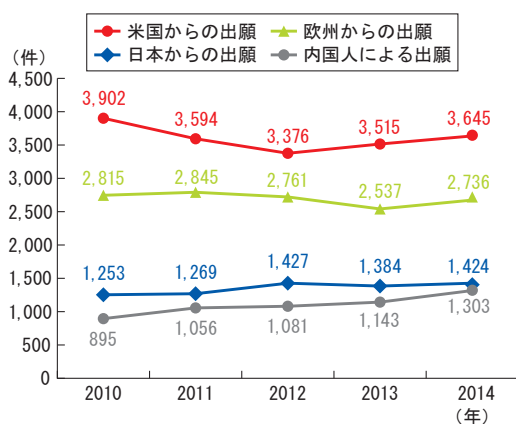
(備考) 欧州とは、各年末時点における EPC 加盟国の出願人を意味する。
(資料) WIPO IP Statistics Data Center を基に特許庁作成

b. ASEAN

2014年のASEAN諸国主要国(シンガポール、インドネシア、タイ、マレーシア、ベトナム、フィリピン)における特許出願(ベトナム、マレーシアについては実用新案登録出願を含む)について見ると、日本はインドネシア、タイ、ベトナムにおいて、米国はシンガポール、マレーシア、フィリピンにおいて、海外からの出願件数トップの地位を占めている。また、日本からの出願件数は、シンガポールにおいてほぼ横ばいで推移している一方、インドネシア、タイ、マレーシア、ベトナムにおいては近年大きく伸びている。

1-1-41 図

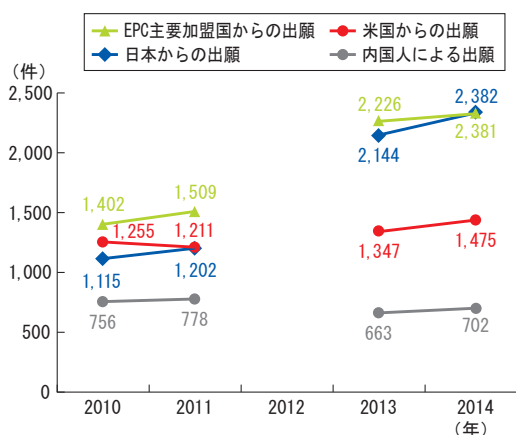
シンガポールにおける特許出願件数の推移



(備考)欧州とは、各年末時点におけるEPC加盟国の出願人を意味する。
(資料)WIPO IP Statistics Data Center を基に特許庁作成

1-1-42 図

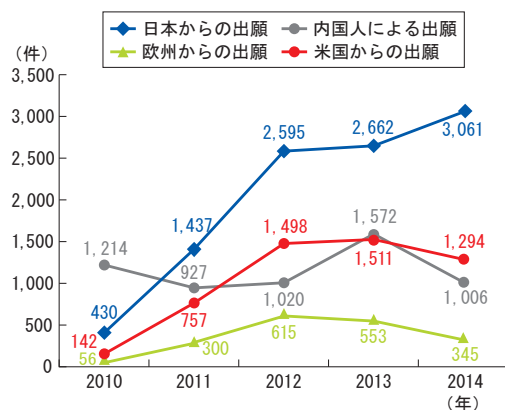
インドネシアにおける特許出願件数の推移



(備考)「EPC主要加盟国」はDGIPRウェブサイト (<http://www.dgipr.go.id/statistik-djhki>) による。2012年の米国、欧州、日本、内国人からの出願件数の数値については下記資料にないため不明。
(資料)DGIPRウェブサイト(2010～2011年)及びWIPO統計(2013～2014年)を基に特許庁作成

1-1-43 図

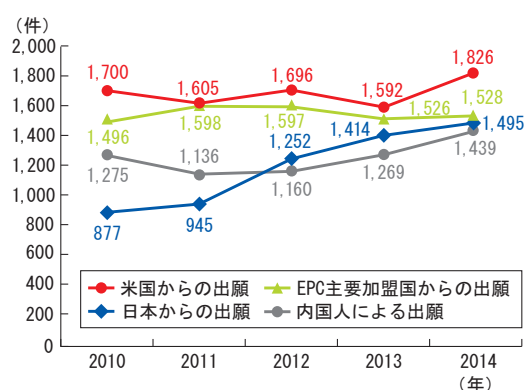
タイにおける特許出願件数の推移



(備考)欧州とは、各年末時点におけるEPC加盟国の出願人を意味する。
(資料)WIPO IP Statistics Data Center を基に特許庁作成

1-1-44 図

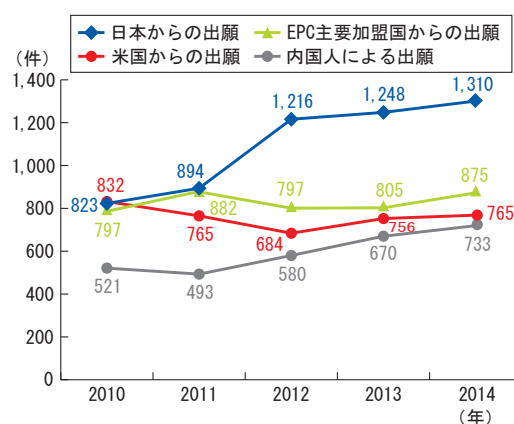
マレーシアにおける特許及び実用新案登録出願件数の推移



(備考)「EPC主要加盟国」はMyIPOウェブサイト (<http://www.myipo.gov.my/>) による。
(資料)MyIPOウェブサイト (<http://www.myipo.gov.my/web/guest/paten-statistik>) を基に特許庁作成

1-1-45 図

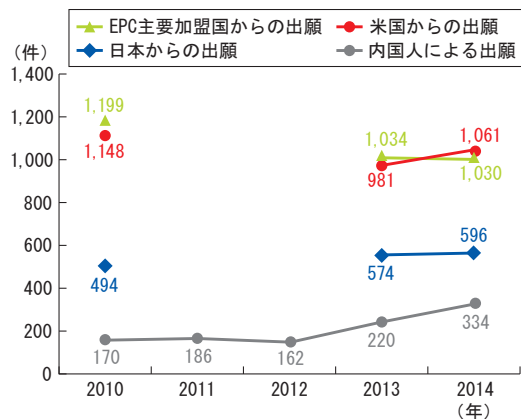
ベトナムにおける特許及び実用新案登録出願件数の推移



(備考)「EPC主要加盟国」はNOIP Annual Report 2014 (<http://www.noip.gov.vn/>) による。
(資料)NOIP Annual Report 2014 を基に特許庁作成

1-1-46 図

フィリピンにおける特許出願件数の推移



(備考) 欧州とは、各年末時点における EPC 加盟国の出願人を意味する。
 2011 年、2012 年の米国、欧州、日本からの出願件数の数値については下記資料にないため不明。
 (資料) WIPO IP Statistics Data Center を基に特許庁作成

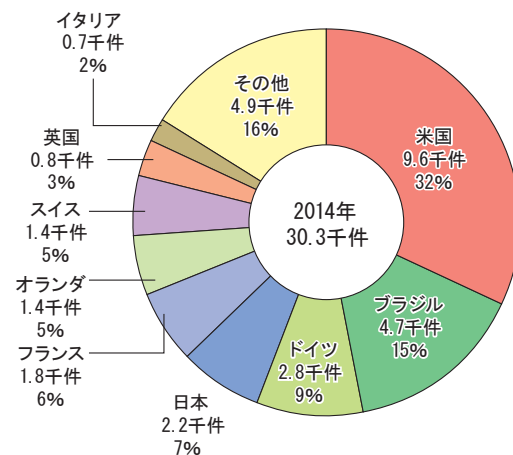
② BRICS、ASEAN における特許出願構造

a. BRICS

BRICS における出願人国籍別の特許出願件数割合を見ると、ブラジル、インド、南アフリカでは内国人による出願割合が小さく、ブラジル 15%、インド 28%、南アフリカ 11%となっている。他方、ロシア、中国では内国人による出願割合がそれぞれ 60%、88%に達している。外国からの出願について見ると、ブラジル、ロシア、インド、南アフリカでは米国からの出願が最も多く、日本又はドイツがこれに続く。中国では、外国からの出願のうち日本からの出願が最も多くなっている。

1-1-47 図

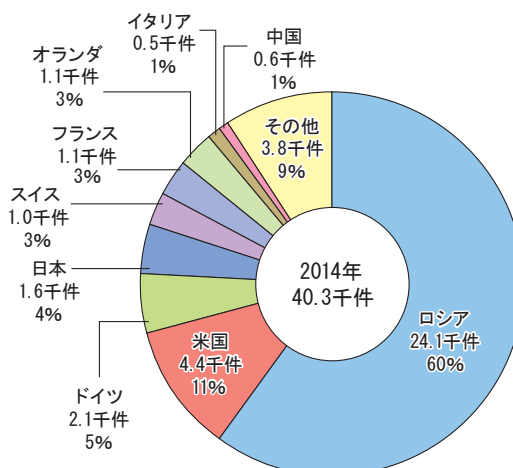
ブラジルにおける特許出願件数割合



(資料) WIPO IP Statistics Data Center を基に特許庁作成

1-1-48 図

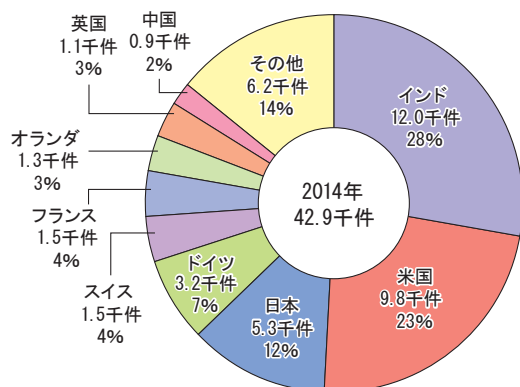
ロシアにおける特許出願件数割合



(資料) WIPO IP Statistics Data Center を基に特許庁作成

1-1-49 図

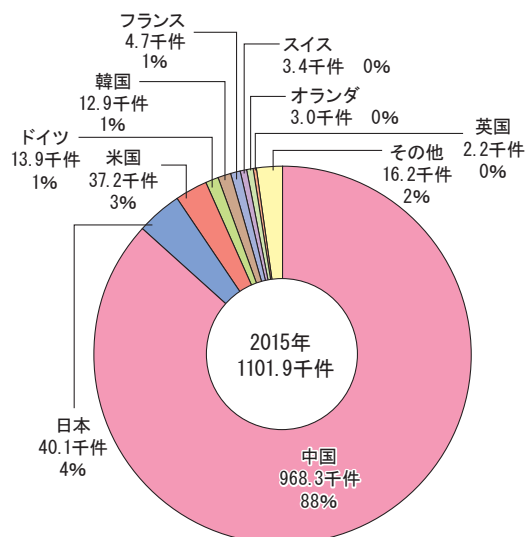
インドにおける特許出願件数割合



(資料)WIPO IP Statistics Data Centerを基に特許庁作成

1-1-50 図

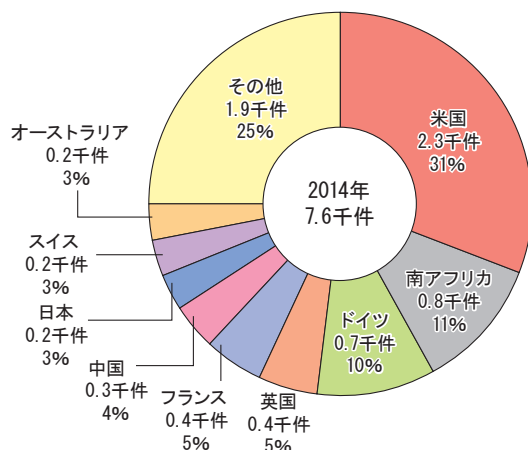
中国における特許出願件数割合



(資料)SIPOウェブサイトを基に特許庁作成

1-1-51 図

南アフリカにおける特許出願件数割合



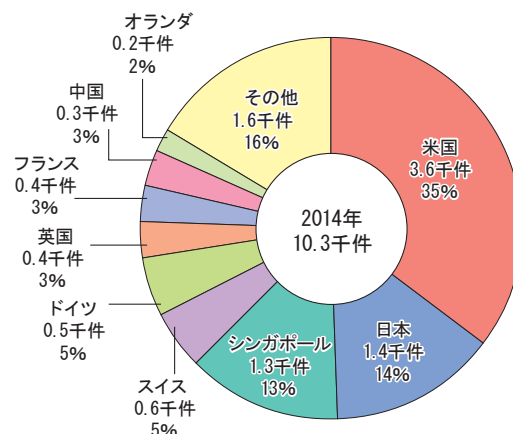
(資料)WIPO IP Statistics Data Centerを基に特許庁作成

b. ASEAN

ASEANにおける出願人国籍別の特許出願件数割合を見ると、インドネシア、タイ、ベトナムでは日本からの出願割合、それ以外の国では米国からの出願割合が大きいことが分かる。内国人による出願割合について見ると、マレーシアの19%が最大であり、インドネシア及びフィリピンの9%が最小である。また、外国からの出願について見ると、全ての国で、米国、日本が上位に入っている。

1-1-52 図

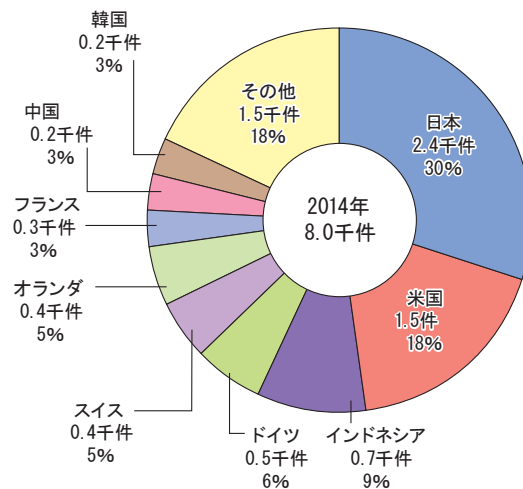
シンガポールにおける特許出願件数割合



(資料)WIPO IP Statistics Data Centerを基に特許庁作成

1-1-53 図

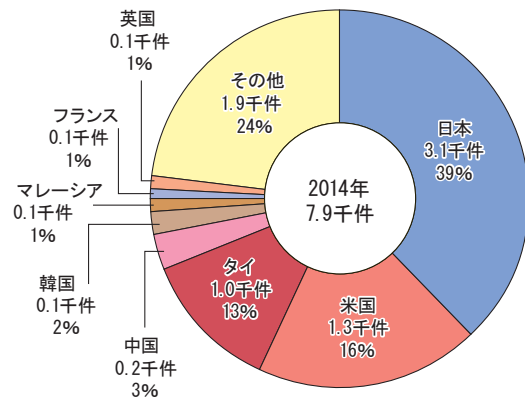
インドネシアにおける特許出願件数割合



(資料)WIPO IP Statistics Data Centerを基に特許庁作成

1-1-54 図

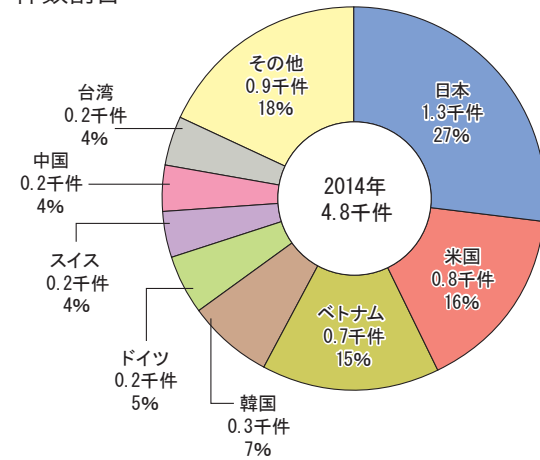
タイにおける特許出願件数割合



(資料)WIPO IP Statistics Data Centerを基に特許庁作成

1-1-56 図

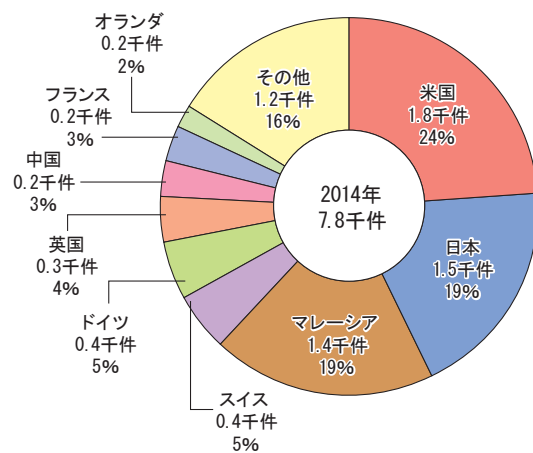
ベトナムにおける特許及び実用新案登録出願件数割合



(資料)NOIP Annual Report 2014を基に特許庁作成

1-1-55 図

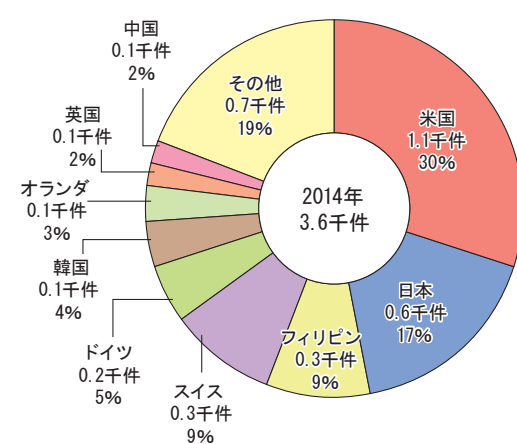
マレーシアにおける特許及び実用新案登録出願件数割合



(資料)MyIPOウェブサイトを基に特許庁作成

1-1-57 図

フィリピンにおける特許出願件数割合



(資料)WIPO IP Statistics Data Centerを基に特許庁作成

2 実用新案

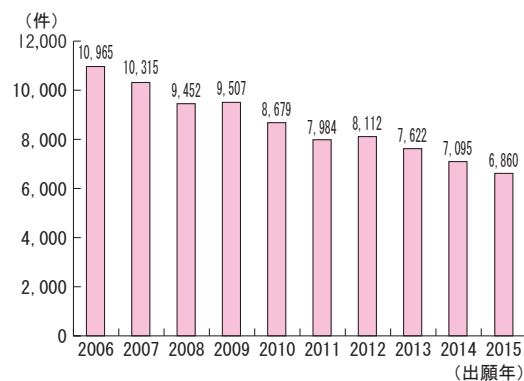
(1) 我が国における実用新案登録出願・登録動向及び実用新案技術評価書作成の現状

① 実用新案登録出願件数及び実用新案登録件数

実用新案登録出願件数は、この10年間減少傾向にあり、2015年は6,860件であった。実用新案登録件数も同様に減少傾向にあり、2015年は6,695件であった。

1-1-58 図

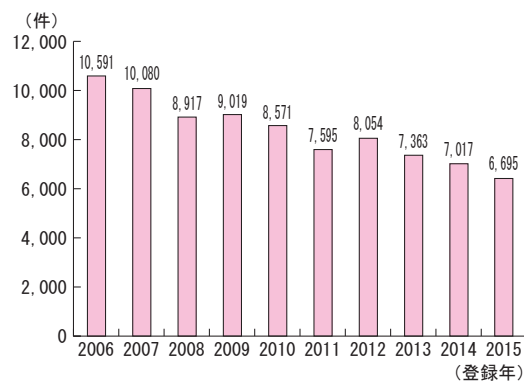
実用新案登録出願件数の推移



(資料)統計・資料編 第1章3.

1-1-59 図

実用新案登録件数の推移



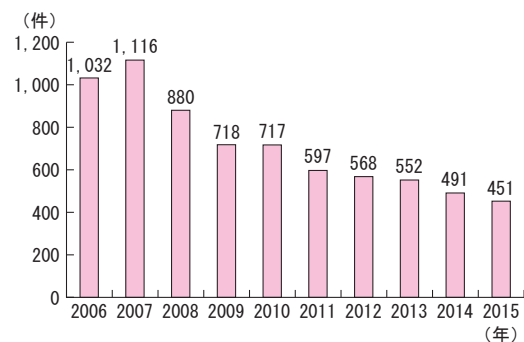
(資料)統計・資料編 第1章3.

② 実用新案技術評価書作成件数

実体審査を行わない実用新案制度においては、権利を行使するにあたり、実用新案技術評価書を提示して警告を行うことが必要である。実用新案技術評価書とは、権利の有効性を判断する材料として、新規性、進歩性等に関する審査官の評価を請求人に通知するものである。実用新案技術評価書の作成件数も、実用新案登録出願件数と同様に減少傾向にあり、2015年は451件（前年比8.1%減）であった。

1-1-60 図

実用新案技術評価書作成件数の推移



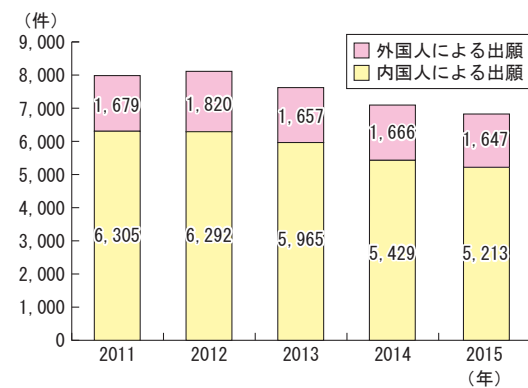
(資料)特許庁作成

(2)日中韓における実用新案登録出願構造

2015年の内国人による実用新案登録出願件数は、日本は5,213件、中国は1,119,714件、韓国は8,294件であった。

1-1-61 図

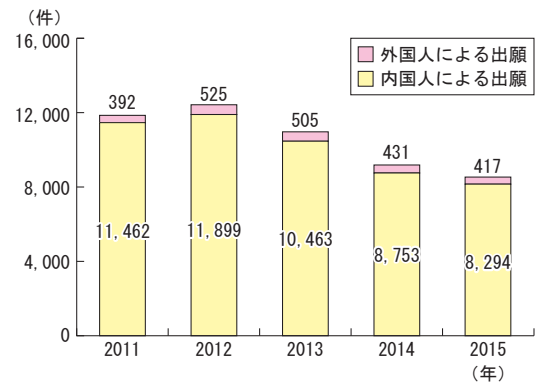
日本における実用新案登録出願構造



(資料)統計・資料編 第2章 4. (2)

1-1-63 図

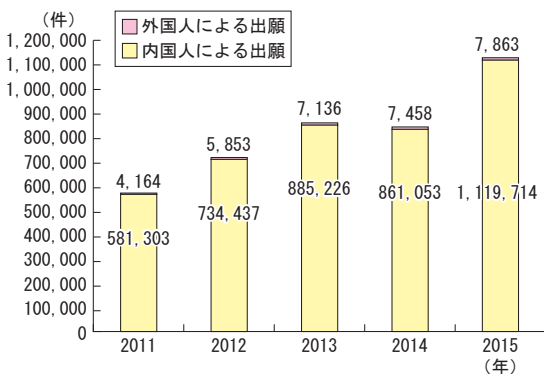
韓国における実用新案登録出願構造



(資料)KIPo Annual Report(2011~2015年)を基に特許庁作成

1-1-62 図

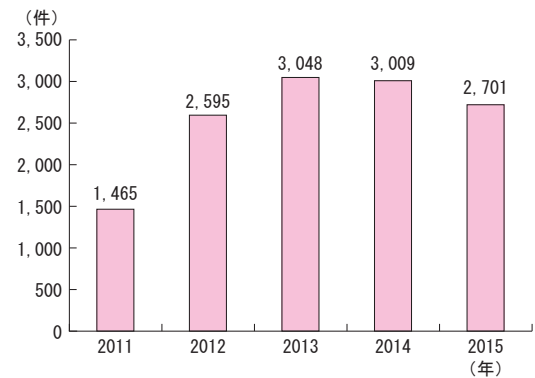
中国における実用新案登録出願構造



(資料)SIPO 専利業務工作及総合管理統計月報を基に特許庁作成

1-1-64 図

中国における日本国籍の出願人の実用新案登録出願件数の推移



(資料)SIPO 専利業務工作及総合管理統計月報を基に特許庁作成

3 意匠

(1)我が国における意匠登録出願・登録動向及び意匠審査の現状

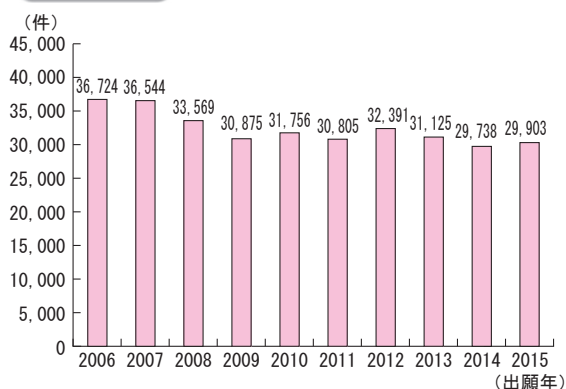
①意匠登録出願件数及び意匠登録件数

過去10年間の意匠登録出願件数の推移をみると、2009年以降多少の増減を繰り返しながらほぼ横ばいで推移しており、2015年は前年比0.6%増の29,903件であった。その内訳をみると、国際意匠登録出願¹件数は452件、それ以外の意匠登録出願件数は29,451件であった。

また、1999年に部分意匠²が導入されて以来、「出願全体に占める部分意匠の出願件数の割合」は年々増加しており、2015年は出願件数全体の約40%を占めるに至っている。他方、同時期に導入された関連意匠³の利用割合は、出願件数全体の15%前後で推移している。

意匠登録件数は、近年は多少の増減を繰り返しながら3万件弱で推移しており、2015年は26,297件であった。

1-1-65 図 意匠登録出願件数の推移

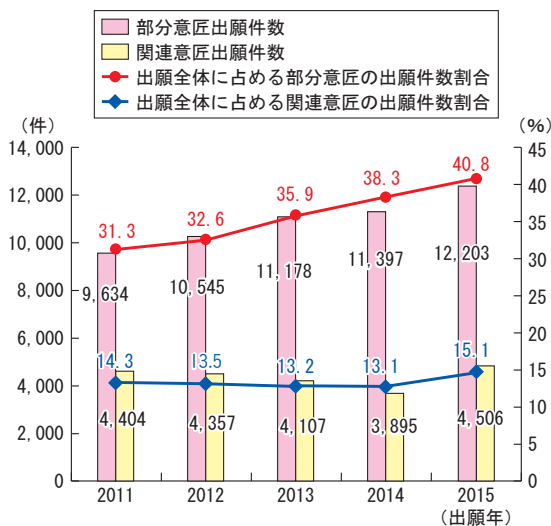


(備考)2015年の数値は、国内出願件数と国際意匠登録出願件数の合計である。また、国際意匠登録出願については、国際公表日を基準としてカウントしている。

(資料)統計・資料編 第1章5.

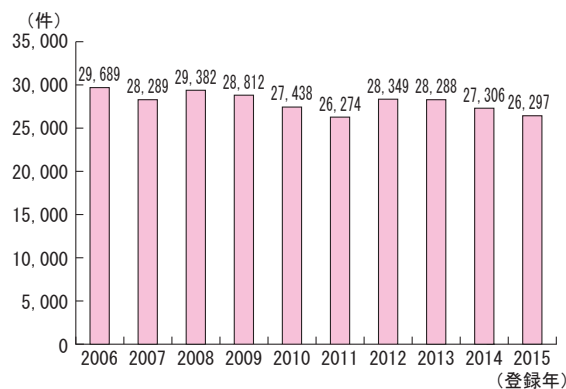
1-1-66 図

部分意匠、関連意匠の出願件数及び出願件数割合の推移



(資料) 特許庁作成

1-1-67 図 意匠登録件数の推移



(資料) 統計・資料編 第1章5.

1 ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際出願であって、日本国を指定締約国とし、国際公表がされたもの。意匠法第60条の6参照。

2 「物品の部分」に係る意匠のこと。1999年の改正意匠法施行以来、物品全体から物理的に切り離すことのできない部分に係る意匠についても意匠登録を受けることができるようになった。

3 同一出願人によって出願された場合に限り、自己の本意匠に類似する意匠（関連意匠）についても独自に権利行使することを可能にしたものであり、1999年に導入された。

②意匠審査の現状

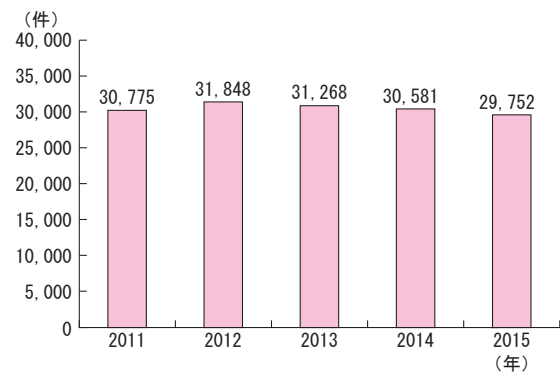
2015年度における出願から一次審査通知までの期間（FA 期間）は平均 6.1 か月であり、着実に短縮している。また、2015 年の一次審査件数（FA 件数）は 29,752 件であり、出願件数同様、ほぼ横ばいで推移しており、登録査定件数は 3 万件弱で推移している。

1-1-68 図 意匠審査の平均 FA 期間の推移



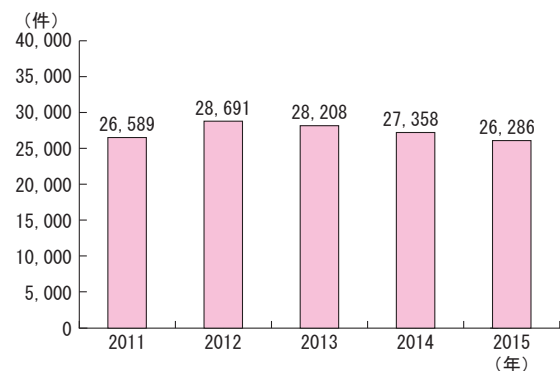
(備考) 各年度の年度平均値。
(資料) 特許庁作成

1-1-69 図 意匠審査の FA 件数の推移



(資料) 統計・資料編 第1章 5.

1-1-70 図 意匠審査の登録査定件数の推移



(資料) 統計・資料編 第1章 5.

(2) 主要国・機関における意匠登録出願・登録動向

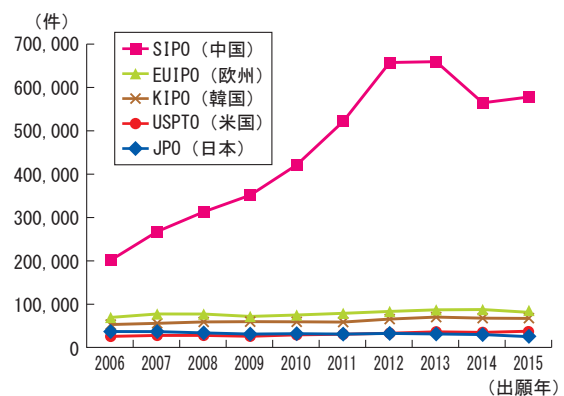
① 主要国・機関における意匠登録出願件数

2014 年に大幅に減少した中国の意匠登録出願件数は、2015 年には前年比 0.8% 増とほぼ横ばいであった。

その他主要国・機関における 2015 年の意匠登録出願件数について、欧州 (EUIPO) (意匠数前年比 1.5% 減) は減少したが、日本 (前年比 0.6% 増)、米国 (前年比 10.5% 増)、韓国 (意匠数前年比 3.9% 増) はいずれも増加した。

1-1-71 図

主要国・機関における意匠登録出願件数の推移



単位：件

	2006 年	2007 年	2008 年	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年
SIPO (中国)	201,322	267,432	312,904	351,342	421,273	521,468	657,582	659,563	564,555	569,059
EUIPO (欧州)	69,307	77,277	77,093	71,603	74,868	78,773	83,128	86,826	87,493	86,224
KIPO (韓国)	52,879	55,662	58,912	59,537	59,204	58,571	65,469	70,054	67,593	70,198
USPTO (米国)	25,515	27,752	27,782	25,806	29,059	30,467	32,799	36,034	34,742	38,375
JPO (日本)	36,724	36,544	33,569	30,875	31,756	30,805	32,391	31,125	29,738	29,903

(備考) 欧州、韓国の数値は、それぞれ EUIPO、KIPO へ出願された意匠数を示す。

(資料) 日本 統計・資料編 第1章 5.

米国 2006～2014 年：WIPO 統計、2015 年：USPTO 提供資料（暫定値）

欧州 2006～2014 年：WIPO 統計、2015 年：EUIPO 提供資料（暫定値）

中国 2006～2014 年：WIPO 統計、2015 年：SIPO ウェブサイト

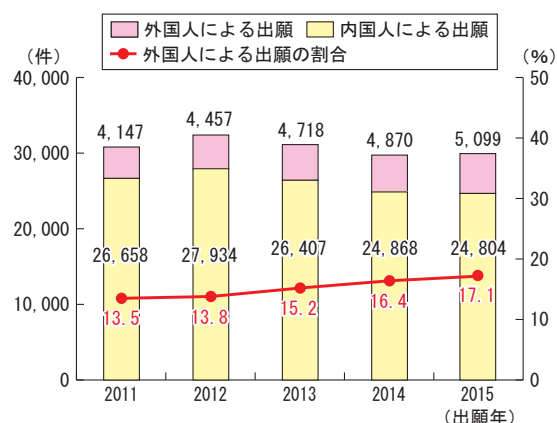
韓国 2006～2014 年：WIPO 統計、2015 年：KIPO 提供資料（暫定値）

②主要国・機関における意匠登録出願構造

2015年の内外国人別の出願割合を見ると、外国人（欧州の場合は、非EU加盟国の出願人）による出願の割合は、米国（42.7%）、欧州（28.0%）、日本（17.1%）、韓国（6.1%）、中国（3.1%）であった。

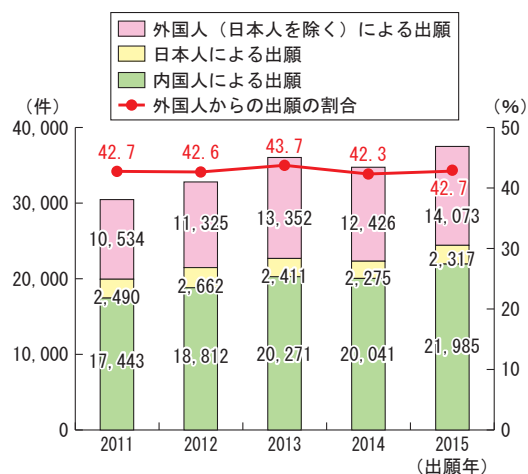
日本では、出願件数が直近5年間横ばいで推移している中、外国人による出願の割合が年々増加している。また、米国、中国、韓国では、外国人による出願の割合が直近5年間横ばいで推移している。欧州では、外国人による出願の割合が2014年まで増加傾向にあったが、2015年は減少した。

1-1-72 図 日本における意匠登録出願構造



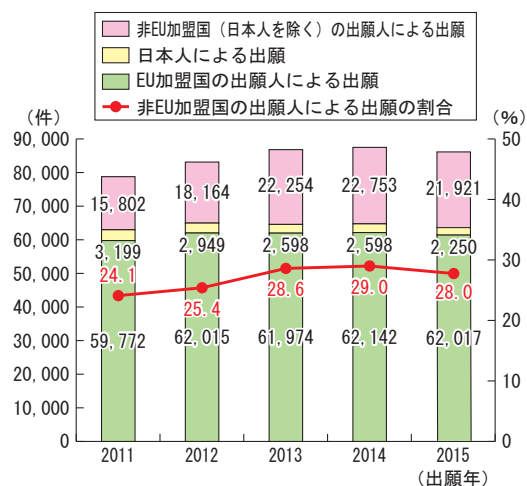
(資料)統計・資料編 第2章 4. (4)

1-1-73 図 米国における意匠登録出願構造



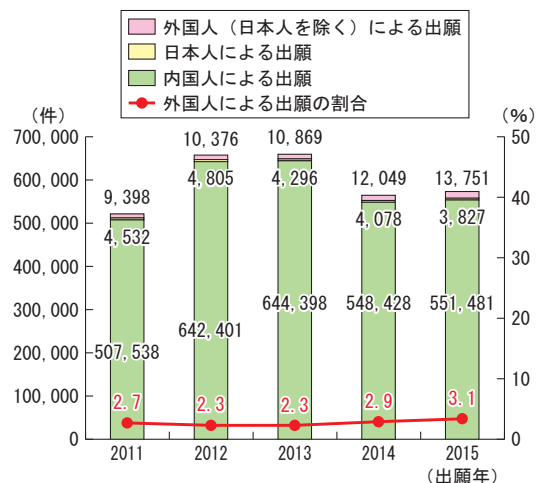
(資料)2011～2014年：WIPO統計、2015年：USPTO提供資料（暫定値）

1-1-74 図 欧州における意匠登録出願構造



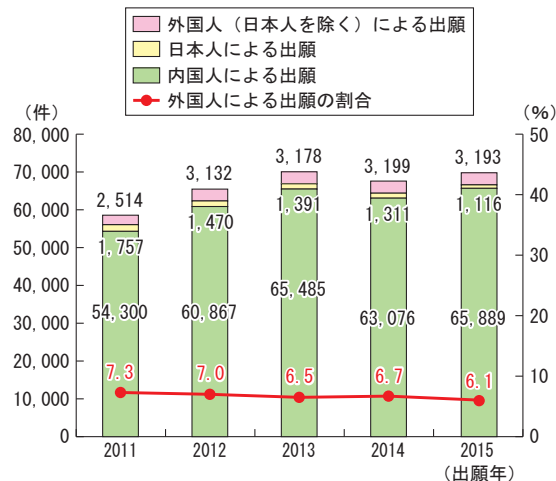
(備考)EUIPOへ出願された意匠数に基づく出願構造をあらわす。
(資料)2011～2014年：WIPO統計、2015年：EUIPO提供資料（暫定値）

1-1-75 図 中国における意匠登録出願構造



(備考)「内国人による出願」には台湾からSIPOへの出願件数が含まれている
(2015年の台湾からの出願件数：1568件)。
(資料)SIPOウェブサイト

1-1-76 図 韓国における意匠登録出願構造



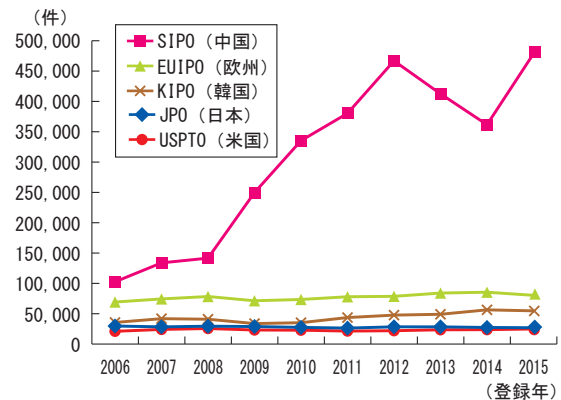
(備考)KIPOに出願された意匠数に基づく出願構造をあらわす。
(資料)2011～2014年：KIPOウェブサイト、2015年：KIPO提供資料（暫定値）

③主要国・機関における意匠登録件数

実体審査を行う国における2015年の意匠登録件数を見ると、我が国では前年比3.7%減、韓国¹では前年比2.9%減、米国では前年比9.9%増であった。実体審査を行わない国・機関における2015年の意匠登録件数を見ると、欧州（EUIPO）では前年比3.3%減であり、中国では前年比33.5%増の大幅な増加であった。

1-1-77 図

主要国・機関における意匠登録件数の推移



単位：件

	2006 年	2007 年	2008 年	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年
SIPO(中国)	102,561	133,798	141,601	249,701	335,243	380,290	466,858	412,467	361,576	482,659
EUIPO(欧州)	69,237	74,328	78,325	71,333	73,451	77,917	78,645	84,023	85,427	82,574
KIPO(韓国)	35,555	41,792	40,900	33,721	35,183	43,634	47,670	49,039	56,332	54,689
JPO(日本)	29,689	28,289	29,382	28,812	27,438	26,274	28,349	28,288	27,306	26,297
USPTO(米国)	20,965	24,063	25,565	23,116	22,799	21,356	21,951	23,468	23,680	26,022

(備考) 欧州、韓国の数値は、それぞれ EUIPO、KIPO で登録された意匠数を示す。

(資料) 日本 統計・資料編 第1章 5.

米国 2006～2014 年：WIPO 統計、2015 年：USPTO 提供資料（暫定値）

欧州 2006～2014 年：WIPO 統計、2015 年：EUIPO 提供資料（暫定値）

中国 2006～2014 年：WIPO 統計、2015 年：SIPO ウェブサイト

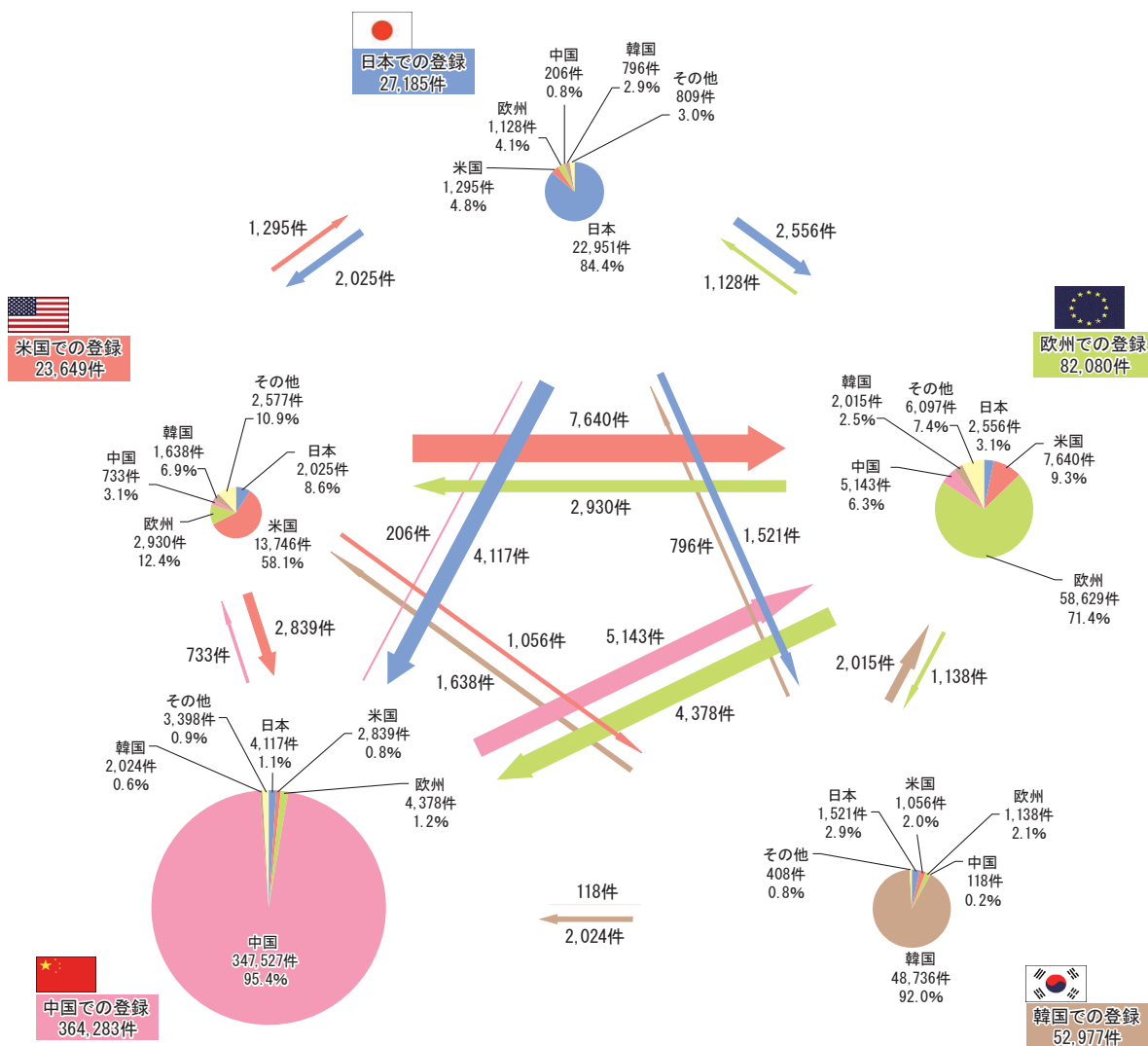
韓国 2006～2014 年：WIPO 統計、2015 年：KIPO 提供資料（暫定値）

1 一部の物品分野では、実体審査なしで登録される。

④主要国・機関間の意匠登録状況

主要国・機関間の各国居住者による他国への意匠登録状況を見ると、日本居住者、欧州居住者及び韓国居住者は中国への登録が最も多い。また、米国居住者及び中国居住者は欧州への登録が最も多い。

1-1-78 図 主要国・機関間の意匠登録状況（2014年）



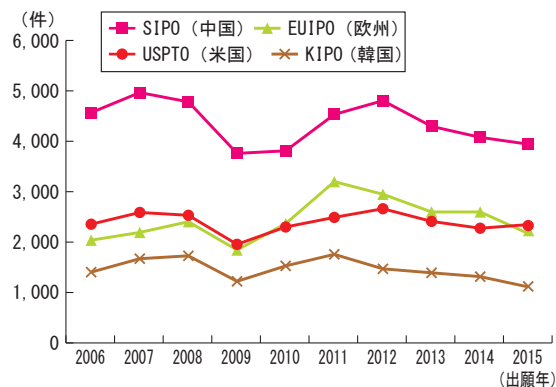
(備考)意匠登録件数は意匠公報発行年(2014年)で集計した。「欧州での登録」はEUIPOで登録された意匠数を示す。
(資料)特許庁「平成27年度意匠出願動向調査報告書—マクロ調査—」

⑤日本人による主要国・機関への意匠登録出願件数

日本人による米国、欧州（EUIPO）、中国、韓国への出願件数は、世界的な景気後退の影響を多分に受けた2009年に落ち込み、その後回復を示したが、近年再び減少に転じている。2015年は米国を除いて減少した。

1-1-79 図

日本人による主要国・機関への意匠登録出願件数の推移



単位：件

	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
SIPO(中国)	4,569	4,966	4,782	3,760	3,811	4,532	4,805	4,296	4,078	3,827
USPTO(米国)	2,355	2,588	2,532	1,956	2,300	2,490	2,662	2,411	2,275	2,317
EUIPO(欧州)	2,038	2,192	2,404	1,843	2,366	3,199	2,949	2,598	2,598	2,250
KIPO(韓国)	1,404	1,671	1,728	1,222	1,528	1,757	1,470	1,391	1,315	1,116

(備考) 欧州、韓国の数値は、それぞれ EUIPO、KIPO へ出願された意匠数を示す。

(資料) 米国 2006～2014年：WIPO 統計、2015年：USPTO 提供資料（暫定値）

欧州 2006～2014年：WIPO 統計、2015年：EUIPO 提供資料（暫定値）

中国 2006～2014年：WIPO 統計、2015年：SIPO ウェブサイト

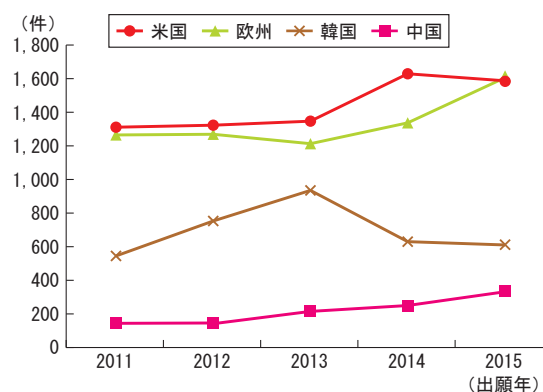
韓国 2006～2014年：WIPO 統計、2015年：KIPO 提供資料（暫定値）

⑥外国人による日本への意匠登録出願件数

2015年に欧州、中国から日本へなされた意匠登録出願件数は前年と比べ増加し、特に欧州からの出願件数の伸びが顕著であった。また、外国人による日本への意匠登録出願件数全体も、ここ数年増加し続けている。

1-1-80 図

外国人による日本への意匠登録出願件数の推移



単位：件

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	対合計比
欧州	1,265	1,269	1,213	1,337	1,597	31.3%
米国	1,311	1,323	1,347	1,629	1,584	31.1%
韓国	545	753	935	630	604	11.8%
中国	144	146	215	250	334	6.6%
その他	882	967	1,008	1,024	980	19.2%
合計	4,147	4,458	4,718	4,870	5,099	100.0%

(備考) 欧州の数値は、各年に EU 加盟国から日本になされた出願件数の合計である。

2015年の数値は、国内出願件数と国際意匠登録出願件数の合計である。

(資料) 統計・資料編 第4章2.(1)

(3)新興国における意匠登録出願動向

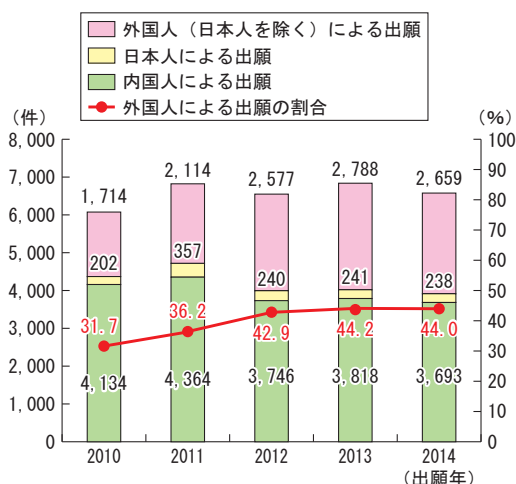
①BRICSにおける意匠登録出願動向

BRICSにおける直近5年間の意匠登録出願件数の推移を見ると、ロシア、インドでは増加傾向にある一方、ブラジルではほぼ横ばい、南アフリカでは2012年以降減少傾向にある。2014年に大幅に減少した中国の意匠登録出願件数は、2015年には前年比0.8%増とほぼ横ばいであった。

また、外国人による出願の割合の推移を見ると、ブラジルでは直近5年間で12.3%増加し、近年は40%前後で推移している。ロシアでは2010年から2013年にかけて11.5%増加したが、2014年は前年比4.3ポイント減となった。インドでは30～40%、中国では3%前後、南アフリカでは60%前後で推移している。

1-1-81 図

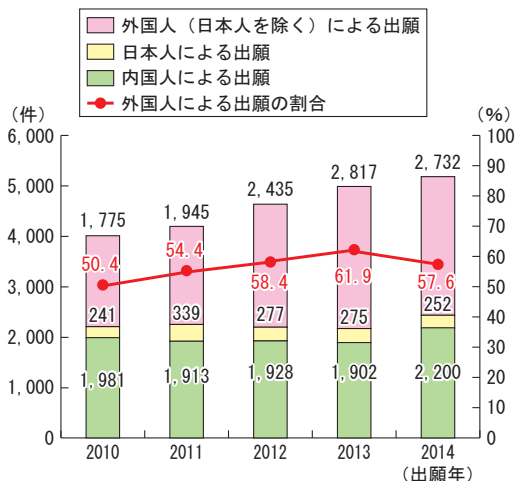
ブラジルにおける意匠登録出願構造



(資料)WIPO IP Statistics Data Center を基に特許庁作成

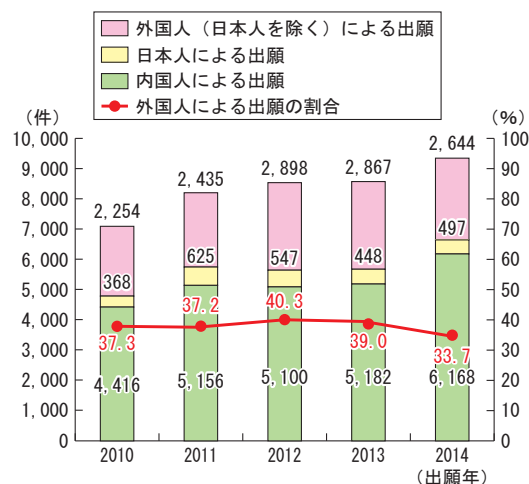
1-1-82 図

ロシアにおける意匠登録出願構造



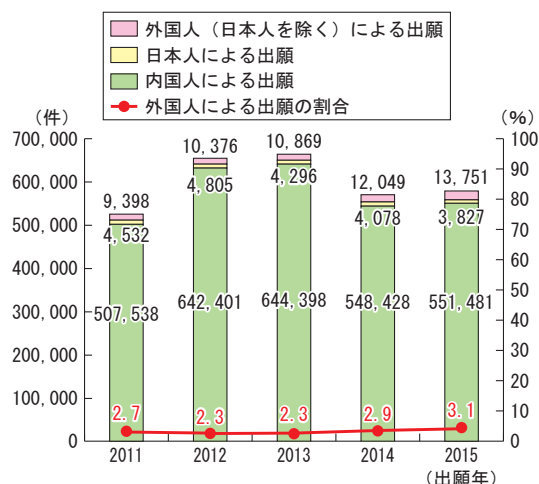
(資料)WIPO IP Statistics Data Center を基に特許庁作成

1-1-83 図 インドにおける意匠登録出願構造



(資料)WIPO IP Statistics Data Center を基に特許庁作成

1-1-84 図 中国における意匠登録出願構造

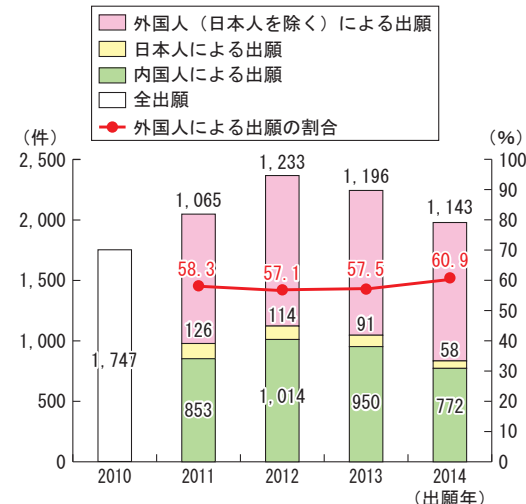


(備考)「内国人による出願」には台湾からSIPOへの出願件数が含まれている(2015年の台湾からの出願件数:1,568件)。

(資料)SIPOウェブサイト

1-1-85 図

南アフリカにおける意匠登録出願構造



(備考)2010年の数値については、内外国人別のデータがないため、全出願件数を示す。

(資料)WIPO IP Statistics Data Center を基に特許庁作成

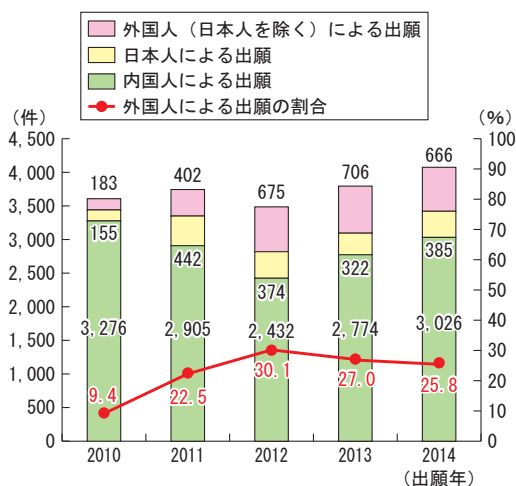
②ASEANにおける意匠登録出願動向

ASEAN 諸国（タイ、シンガポール、ベトナム、マレーシア、インドネシア）における直近5年間の意匠登録出願件数の推移を見ると、ベトナムの増加傾向が顕著である。

一方、外国人による出願の割合の推移を見ると、近年大きな変化はなく、タイ、ベトナム、インドネシアでは30%前後、シンガポールでは70%前後、マレーシアでは60%前後で推移している。

なお、タイ、ベトナム、マレーシア、インドネシアでは、2014年の外国人による出願のうち日本人による出願が約28～40%を占めている。

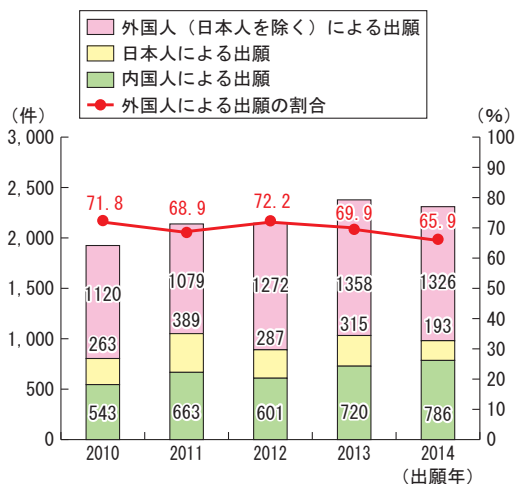
1-1-86 図 タイにおける意匠登録出願構造



(資料)WIPO IP Statistics Data Center を基に特許庁作成

1-1-87 図

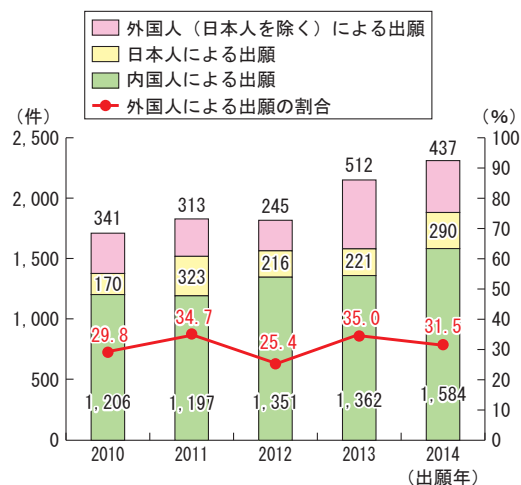
シンガポールにおける意匠登録出願構造



(資料)WIPO IP Statistics Data Center を基に特許庁作成

1-1-88 図

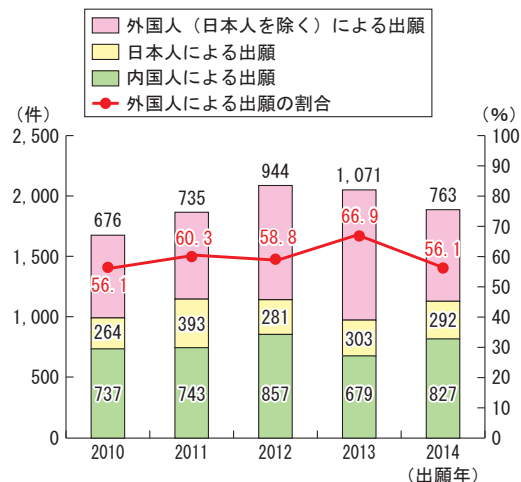
ベトナムにおける意匠登録出願構造



(資料)WIPO IP Statistics Data Center を基に特許庁作成

1-1-89 図

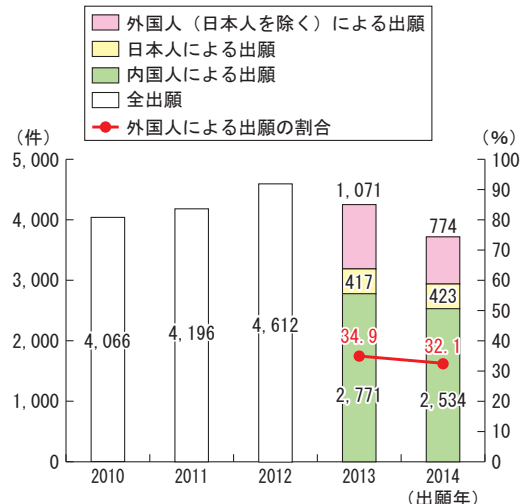
マレーシアにおける意匠登録出願構造



(資料)WIPO IP Statistics Data Center を基に特許庁作成

1-1-90 図

インドネシアにおける意匠登録出願構造



(備考)2010年～2012年の数値については、内外国人別のデータがないため、全出願件数を示す。

(資料)WIPO IP Statistics Data Center を基に特許庁作成

4 商 標

(1)我が国における商標登録出願・登録動向及び商標審査の現状

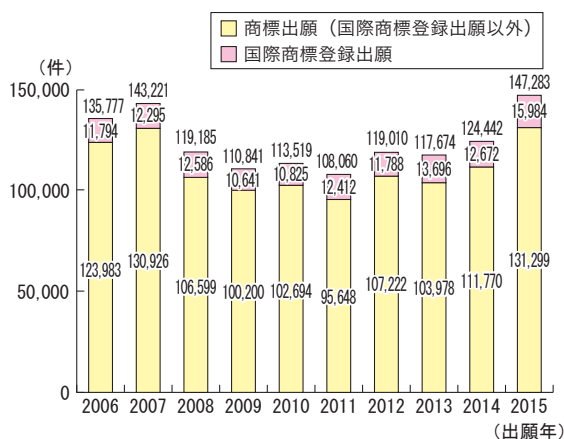
①商標登録出願件数及び商標登録件数

2015年の商標登録出願件数は前年比18.4%増の147,283件であった。内訳を見ると、国際商標登録出願¹件数は前年比26.1%増の15,984件、それ以外の商標登録出願件数は同17.5%増の131,299件であった。

商標登録件数は、近年は9万から10万件前後で推移しており、2015年は98,085件であった。

2015年の商標登録出願1件当たりの平均区分²数（多区分率）は2.36と、前年と比べて増加した。

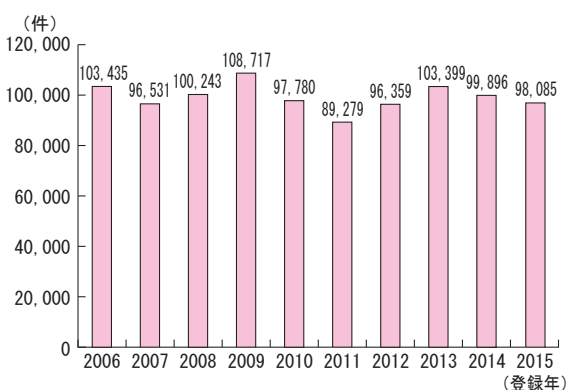
1-1-91 図 商標登録出願件数の推移



（備考）国際商標登録出願については、日本国特許庁への指定通報日を基準としてカウントしている。

（資料）統計・資料編 第1章6.、第3章17.

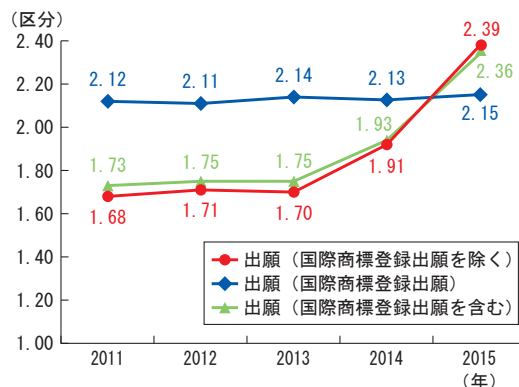
1-1-92 図 商標登録件数の推移



（資料）統計・資料編 第1章6.

1-1-93 図

一出願に含まれる平均区分数（多区分率）



（備考）平均区分数は出願区分数を出願件数で割った数値。

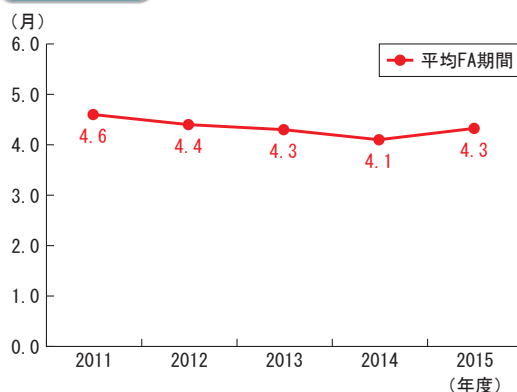
（資料）特許庁作成

②商標審査の現状

特許庁は、電子化の推進及び民間活力の活用³等により、審査の効率化を進めてきた。

2015年度における出願から一次審査通知までの期間（FA期間）は平均4.3か月となった。また、2015年の一次審査件数（FA件数）及び登録査定件数は、2014年に比べいずれもほぼ横ばいとなった。

1-1-94 図 商標審査の平均FA期間の推移



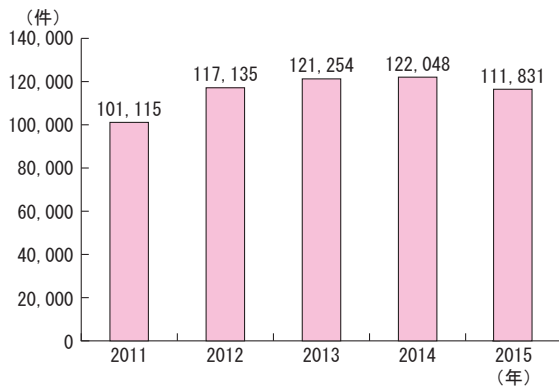
（資料）特許庁作成

1 マドリッド協定議定書に基づく国際出願であって、日本国を指定したもの。商標法第68条の9参照。

2 区分について：商標登録出願に当たっては、その商標を使用している又は使用を予定している商品（役務）を指定し、その商品（役務）が属する区分（類）を願書に記載しなければならない。商品又は役務の区分は、45の類に区分されている。

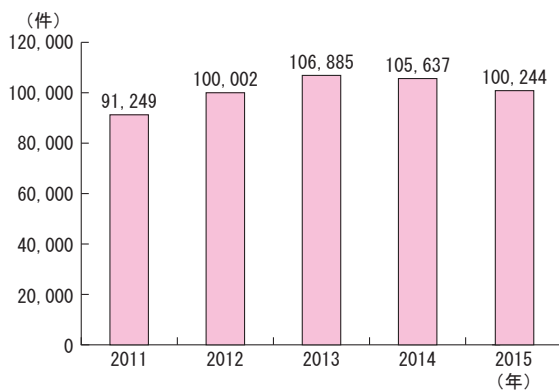
3 2015年度は商標審査に必要な事前調査（商標の識別性・不明確な商品役務表示・図形の類似性）を一般財団法人日本特許情報機構が行った。審査官はこの調査結果を審査において活用している。

1-1-95 図 商標審査の FA 件数の推移



(資料)統計・資料編 第1章 6.

1-1-96 図 商標審査の登録査定件数の推移



(資料)統計・資料編 第1章 6.

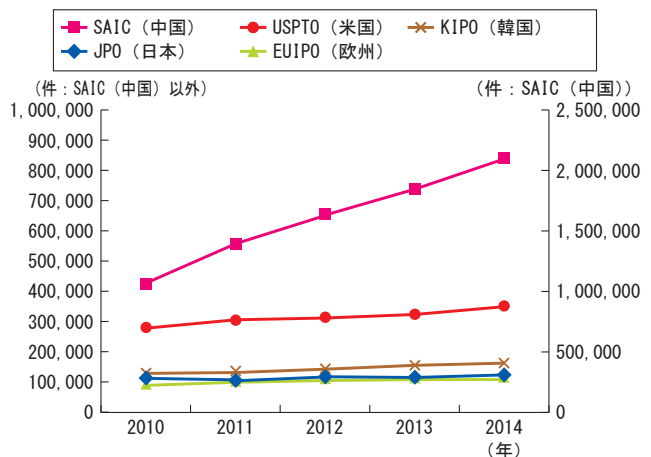
(2)主要国・機関における商標登録出願・登録動向

①主要国・機関における商標登録出願件数

2014年の主要国・機関における商標登録出願件数は、いずれの国・機関においても2013年より増加している。最も出願件数の多い中国では、2013年と比べて13.8%の増加となっており、大幅な増加傾向が続いている。ただし、中国は、2014年4月まで国際登録出願以外の商標登録出願については一出願一区分の制度を採用していたことに留意が必要である。中国商標法の改正により、2014年5月からは一出願多区分制に移行している。

1-1-97 図

主要国・機関における商標登録出願件数の推移



単位：件

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
SAIC(中国)	1,057,480	1,388,399	1,619,878	1,848,858	2,104,534
USPTO(米国)	281,826	306,049	313,641	323,908	341,902
KIPO(韓国)	129,486	133,645	142,625	158,677	160,644
JPO(日本)	113,519	108,060	119,010	117,674	124,442
EUIPO(欧州)	98,616	105,631	108,814	113,906	117,583

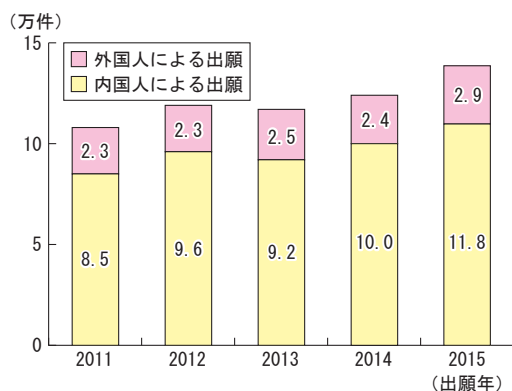
(備考)商標登録出願件数はマドリッド協定議定書に基づく国際出願を含む。
SAIC(中国)の数値は右軸。

(資料)JPO 統計・資料編 第1章 6.
その他 WIPO 統計

②主要国・機関における商標登録出願構造

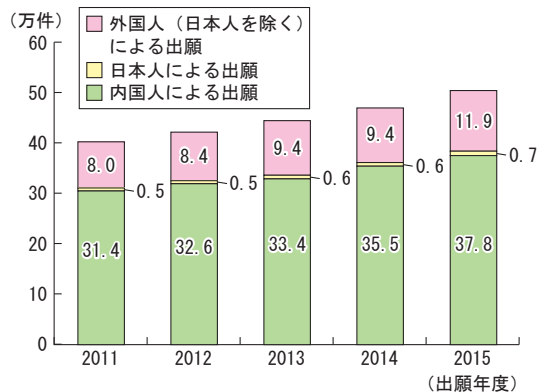
2015年の日本における商標登録出願構造を見ると、2014年と比べて日本人による出願は17.9%の増加、外国人による出願は20.2%の増加となった。また、2015年の日本における商標登録出願のうち、日本人による出願が80.1%、外国人による出願が19.9%を占めた。

1-1-98 図 日本における商標登録出願構造



(資料)統計・資料編 第2章4.(5)

1-1-99 図 米国における商標登録出願構造



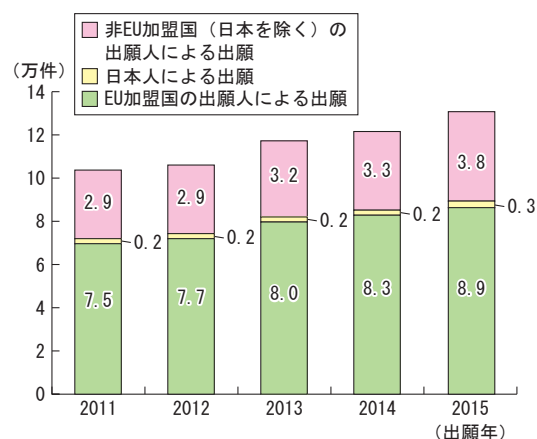
(備考)出願件数での公表はしていないため、数値は出願区分数。

年度は各年の前年10月からその年の9月までを示す。

(例)2015年度:2014年10月~2015年9月

(資料)USPTO Annual Report

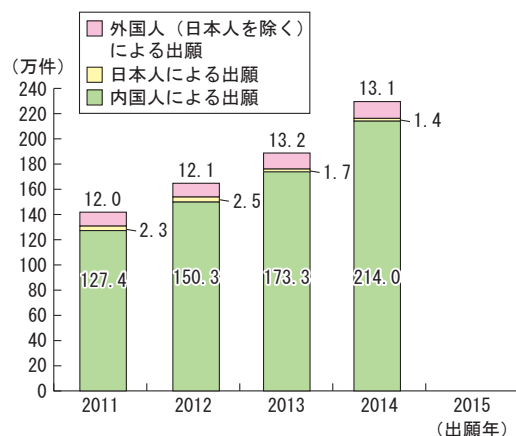
1-1-100 図 欧州における商標登録出願構造



(備考)EUIPOにおける商標登録出願構造を表す。

(資料)EUIPOウェブサイト(データは2016年3月25日時点)

1-1-101 図 中国における商標登録出願構造

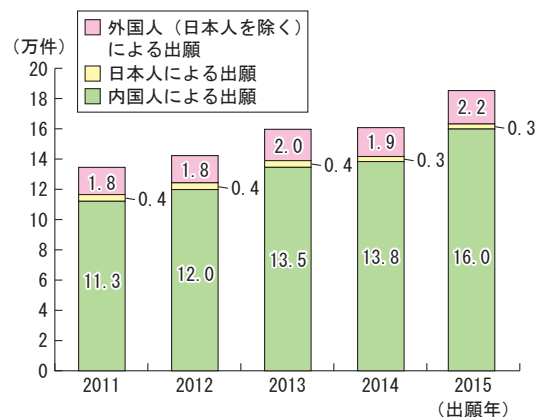


(備考)出願件数での公表はしていないため、数値は出願区分数。

2015年の数値は本報告書作成時点で未公表。

(資料)CTMO Annual Report

1-1-102 図 韓国における商標登録出願構造



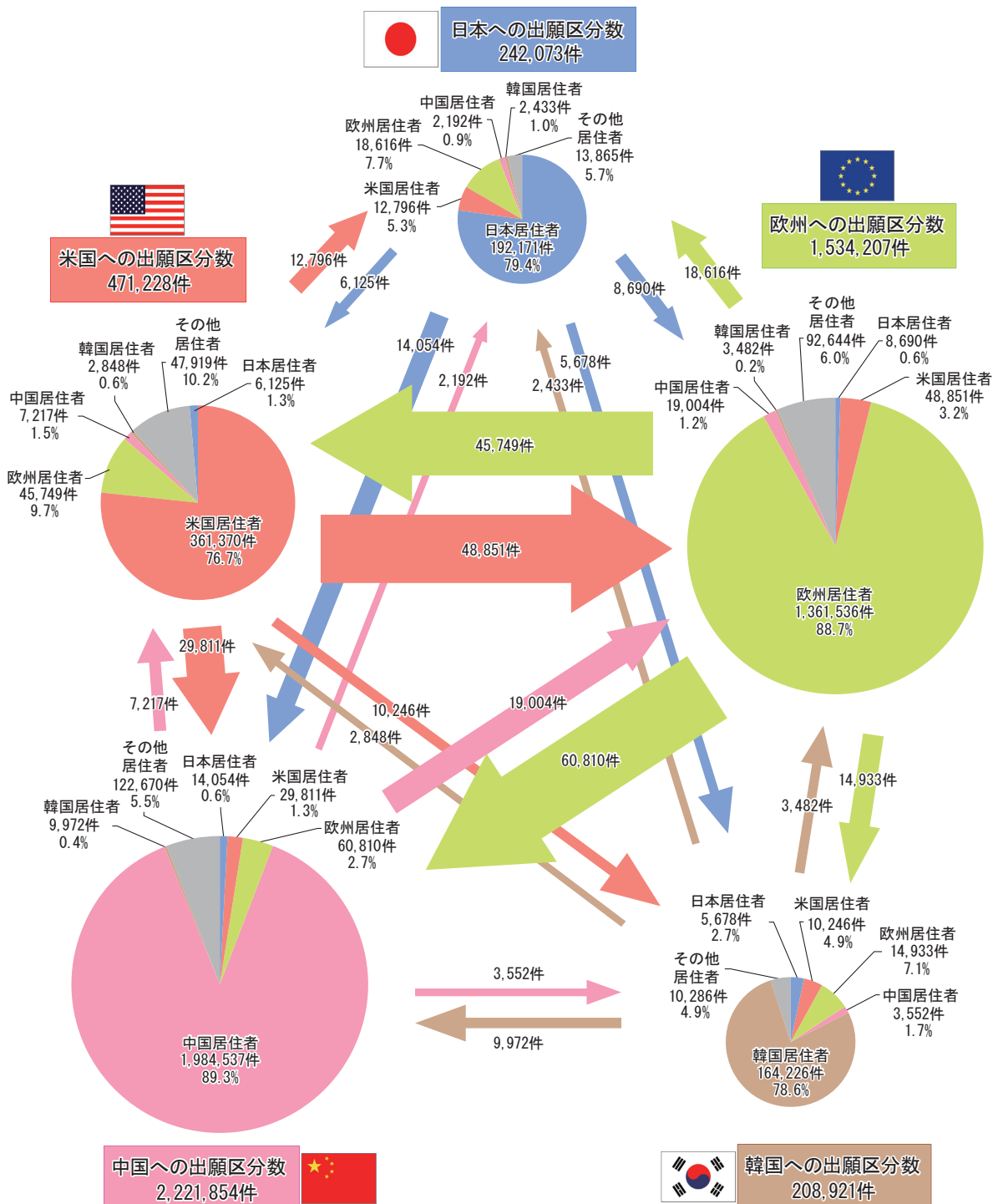
(資料)2011年~2014年:KIPQ Annual Report, 2015年:KIPQ提供資料(暫定値)

③主要国・機関間の商標登録出願状況(区分数)

主要国・機関間の各国居住者による他国への商標登録出願状況を見ると、日本居住者、欧州居住者及び韓国居住者は、中国への出願区分数が最も多くなっている。米国居住者は、

欧州への出願区分数が最も多く、次いで中国となっている。中国居住者は欧州への出願区分数が多く、次いで米国、韓国、日本の順となっている。

1-1-103 図 主要国・機関間の商標登録出願状況(区分数、2014年)



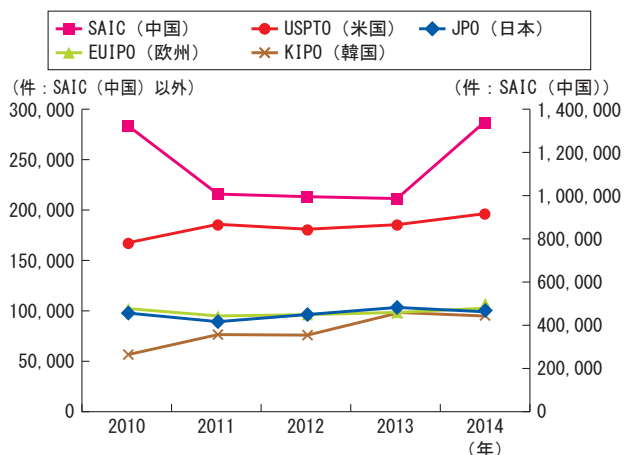
(備考) 欧州は EUIPO、EU 加盟各国及びスイスへの商標出願区分数の合計を示し、欧州居住者は EU 加盟国及びスイスの商標出願区分数の合計を示す。
 中国は 2014 年の商標法改正により、一出願多区分制が採用された(2013 年までは一出願一区分制で、国際登録出願の際は一出願多区分を許容していた)。
 (資料) 特許庁「平成 27 年度商標出願動向調査—マクロ調査—」

④主要国・機関における商標登録件数

主要国・機関における2014年の商標登録件数は、2013年に比べて、日本及び韓国では減少したが、その他の国では増加した。中国の登録件数は2013年と比べ36.5%増加した。

1-1-104 図

主要国・機関における商標登録件数の推移



単位：件

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
SAIC(中国)	1,333,097	1,007,116	995,124	986,461	1,346,939
USPTO(米国)	167,638	184,373	180,966	185,769	194,990
JPO(日本)	97,780	89,279	96,359	103,399	99,896
EUIPO(欧州)	102,227	94,952	96,246	98,451	103,149
KIPO(韓国)	56,641	76,471	75,938	97,656	96,429

(備考) 商標登録件数はマドリッド協定議定書に基づく国際出願を含む。

SAIC(中国)の数値は右軸。

(資料) JPO 統計・資料編 第1章 6.

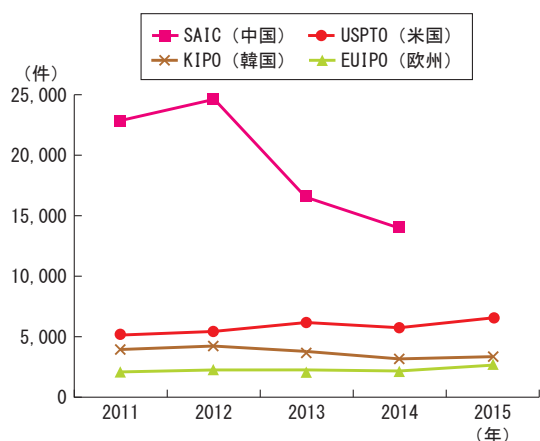
その他 WIPO 統計

⑤日本人による主要国・機関への商標登録出願件数

日本人による外国への商標登録出願数は、2014年に比べて、米国への出願は12.7%増、欧州(EUIPO)への出願は14.9%増、韓国への出願は1.7%増となった。

1-1-105 図

日本人による主要国・機関への商標登録出願件数の推移



単位：件

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
SAIC(中国)	22,866	24,676	16,604	14,054	
USPTO(米国)	5,054	5,358	6,110	5,786	6,521
KIPO(韓国)	3,961	4,288	3,800	3,131	3,183
EUIPO(欧州)	2,183	2,315	2,283	2,257	2,594

(備考) 米国 出願件数での公表はしていないため、数値は出願区分数。各年の値は年度データ、各年の前年10月からその年の9月までを示す。

(例) 2015年度：2014年10月～2015年9月

中国 数値は右軸。出願件数での公表はしていないため、数値は出願区分数。

2015年の数値は本報告書作成時点で未公表。

(資料) 米国 USPTO Annual Report

欧州 EUIPO ウェブサイト

中国 2010～2014年：CTMO Annual Report

韓国 2010～2014年：KIPO Annual Report

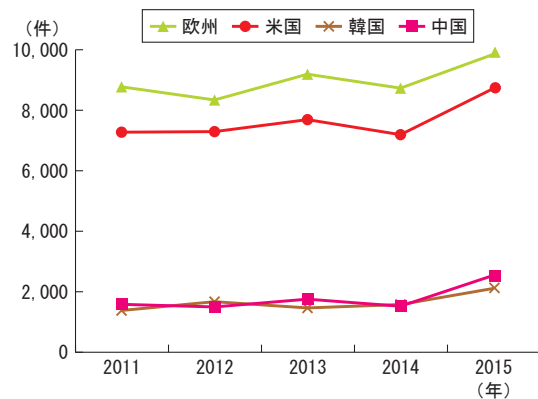
2015年：KIPO提供資料(暫定値)

⑥外国人による日本への商標登録出願件数

2015年の外国人による日本への出願件数は、2014年と比べて全体で20.2%増の29,323件となった。中国からの出願が72.0%増、欧州からの出願が12.4%増、米国からの出願が22.0%増、韓国からの出願は11.3%増となった。

1-1-106 図

外国人による日本への商標登録出願件数の推移



単位: 件

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	対合計比 (2015年)
欧州	8,775 (6,895)	8,340 (6,442)	9,167 (7,260)	8,706 (6,800)	9,787 (7,820)	33.4%
米国	7,275 (2,320)	7,294 (2,379)	7,690 (2,719)	7,193 (2,436)	8,777 (3,846)	29.9%
中国	1,584 (938)	1,498 (779)	1,755 (1,147)	1,521 (781)	2,616 (819)	8.9%
韓国	1,381 (277)	1,671 (312)	1,465 (277)	1,578 (314)	2,145 (549)	7.3%
その他	4,372 (1,980)	4,660 (1,861)	5,102 (2,284)	5,391 (2,324)	5,998 (2,939)	20.5%
合計	23,387 (12,410)	23,463 (11,773)	25,179 (13,687)	24,389 (12,655)	29,323 (15,973)	100.0%

(備考) 欧州欄: 統計・資料編 第4章第2.(1) から、EU加盟国を抽出
(加盟国は2016年3月時点のもの)。

括弧内の数値は国際商標登録出願を内数で表したもの。

(資料) 統計・資料編 第4章第2.(1)

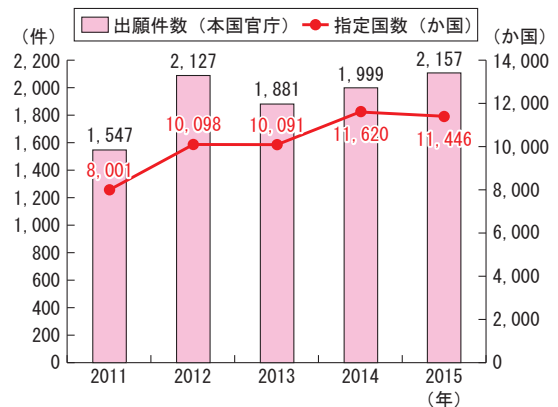
⑦マドリッド協定議定書に基づく国際出願¹
動向

a. 日本から外国への出願(国際登録出願件数)

2015年の日本から外国への国際登録出願²件数は、2014年に比べて7.9%増加した。指定国数は、2014年に比べて1.5%減少した。

1-1-107 図

日本から外国への出願 (国際登録出願件数) の推移



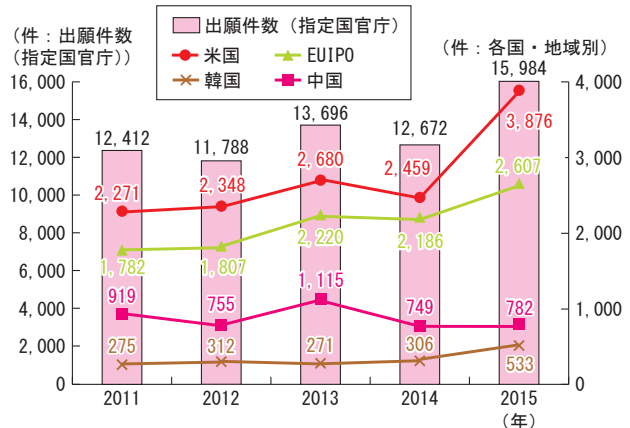
(資料) 統計・資料編 第3章第12.

b. 外国から日本への出願(国際商標登録出願件数)

外国から日本への国際商標登録出願³件数は、2014年に比べて全体で26.1%増加した。特に米国(57.6%増)からの出願が大きく増加している。

1-1-108 図

外国から日本への出願 (国際商標登録出願件数) の推移



(資料) 統計・資料編 第3章第18.

1 国際登録出願制度の概要: 締約国の一国の官庁(本国官庁)に出願又は登録されている商標を基礎として、保護を求める締約国官庁(指定国官庁)を指定した願書を、本国官庁を通じてWIPO国際事務局に国際登録出願する。かかる国際登録出願は、WIPO国際事務局が管理する国際登録簿に国際登録され、WIPO国際事務局から送付された指定通報に基づき、指定国官庁が1年又は各国の宣言により18か月(我が国は18か月)以内に拒絶の理由を通報しない限り、上記指定国において保護を受けることができる。

2 日本国特許庁を本国官庁とした外国への国際出願。

3 日本国特許庁を指定国官庁とした外国からの国際出願。

(3)新興国における商標登録出願動向

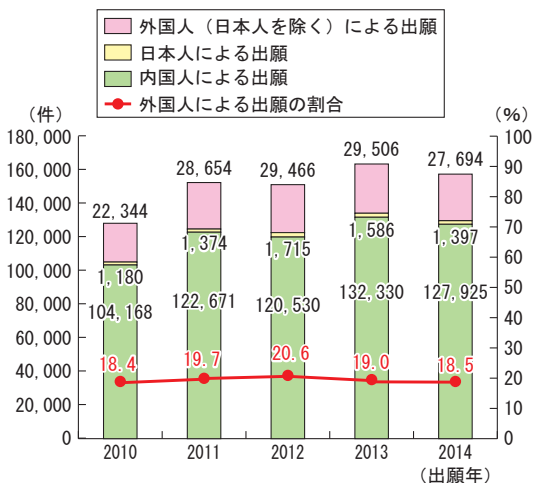
①BRICSにおける商標登録出願動向

BRICS における直近 5 年間の商標登録出願件数の推移を見ると、いずれも増加傾向にあり、特に中国の増加傾向は顕著である。

一方、外国人による出願の割合の推移を見ると、近年大きな変化はなく、ブラジルでは 20% 前後、ロシア、南アフリカでは 40% 台、インドでは 10% 前後、中国では 10% 未満で推移している。

1-1-109 図

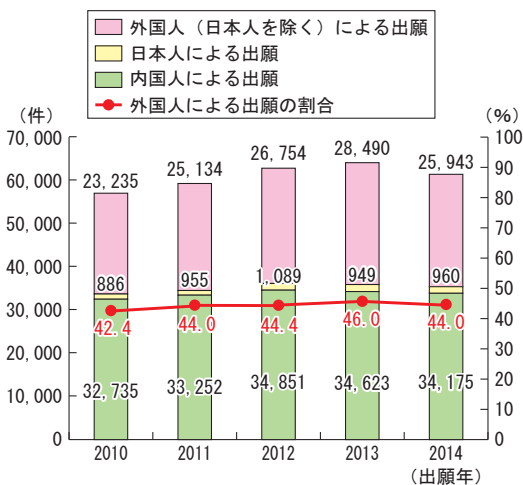
ブラジルにおける商標登録出願構造



(資料)WIPO IP Statistics Data Center を基に特許庁作成

1-1-110 図

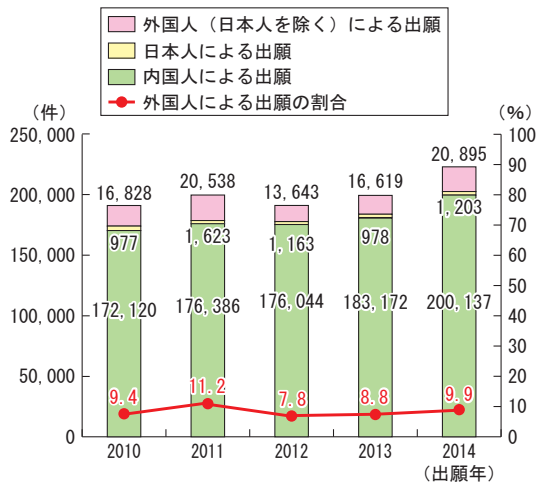
ロシアにおける商標登録出願構造



(資料)WIPO IP Statistics Data Center を基に特許庁作成

1-1-111 図

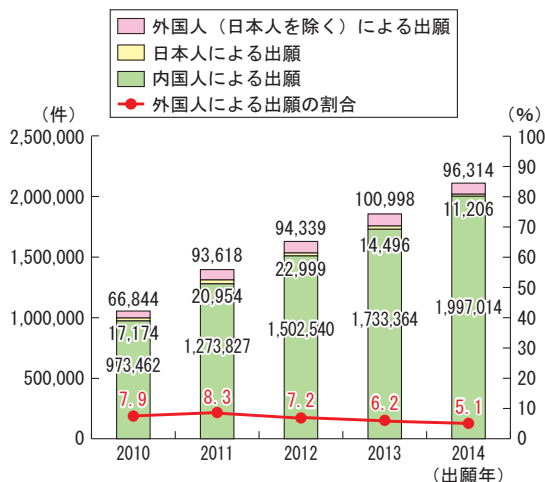
インドにおける商標登録出願構造



(資料)WIPO IP Statistics Data Center を基に特許庁作成

1-1-112 図

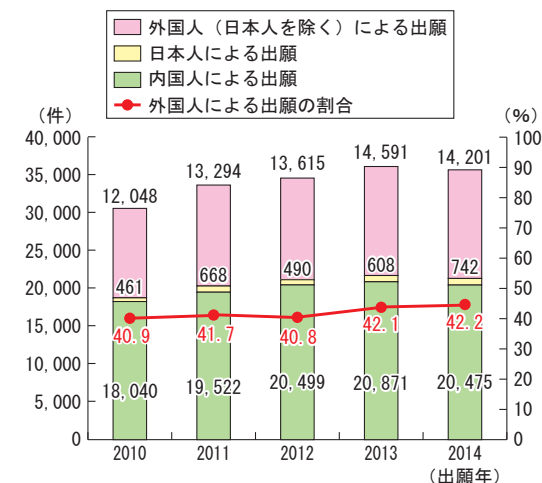
中国における商標登録出願構造



(資料)WIPO IP Statistics Data Center を基に特許庁作成

1-1-113 図

南アフリカにおける商標登録出願構造



(資料)WIPO IP Statistics Data Center を基に特許庁作成

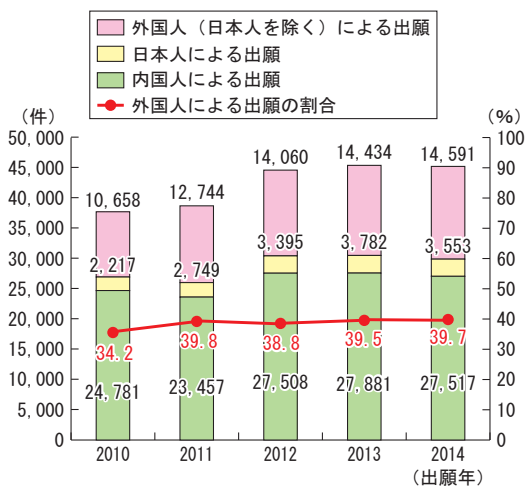
②ASEANにおける商標登録出願動向

ASEAN 諸国（タイ、シンガポール、ベトナム、マレーシア、インドネシア）における直近5年間の商標登録出願件数の推移を見ると、タイ、シンガポール、ベトナム、マレーシアでは増加傾向にある。

一方、当該4か国への外国人による出願の割合の推移を見ると、近年大きな変化はなく、タイ、ベトナムでは30%台、シンガポールでは70%台、マレーシアでは50%台で推移している。

1-1-114 図

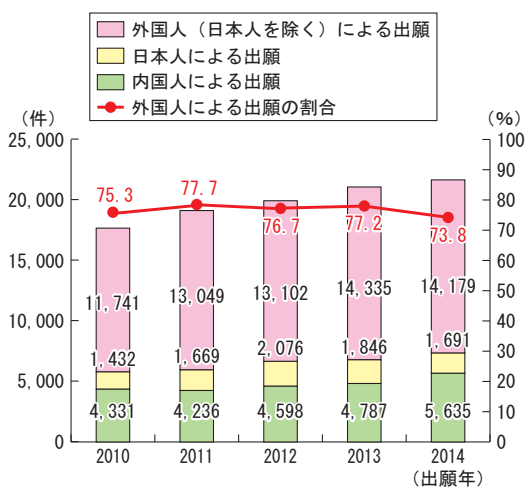
タイにおける商標登録出願構造



(資料)WIPO IP Statistics Data Center を基に特許庁作成

1-1-115 図

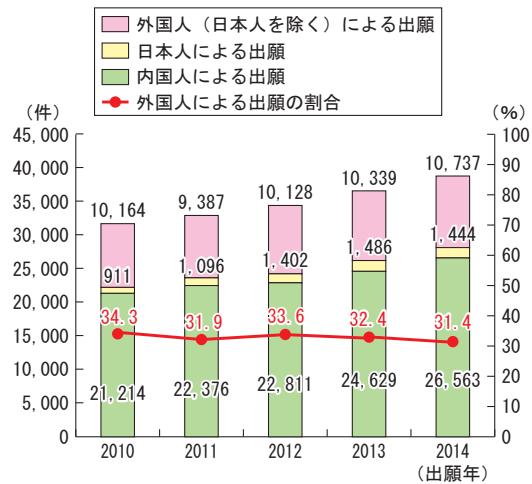
シンガポールにおける商標登録出願構造



(資料)WIPO IP Statistics Data Center を基に特許庁作成

1-1-116 図

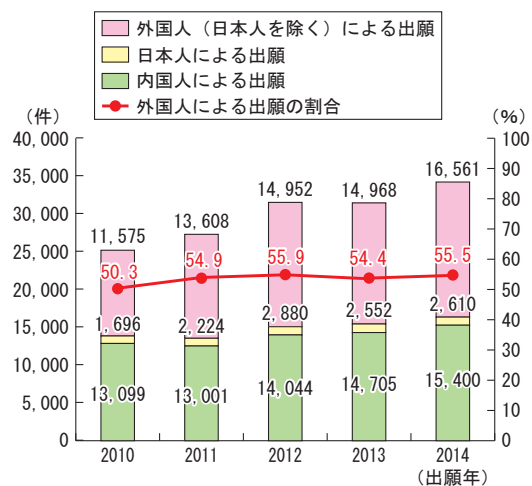
ベトナムにおける商標登録出願構造



(資料)WIPO IP Statistics Data Center を基に特許庁作成

1-1-117 図

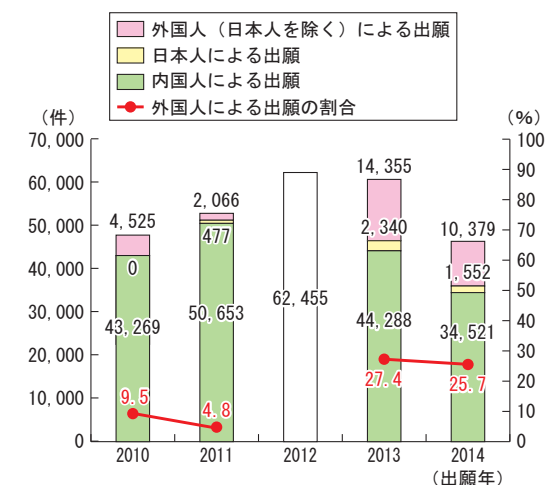
マレーシアにおける商標登録出願構造



(資料)WIPO IP Statistics Data Center を基に特許庁作成

1-1-118 図

インドネシアにおける商標登録出願構造



(備考)2012年の数値については、内外国人別のデータがないため、全出願件数を示す。

(資料)WIPO IP Statistics Data Center を基に特許庁作成

5 審判

(1) 審判の現状

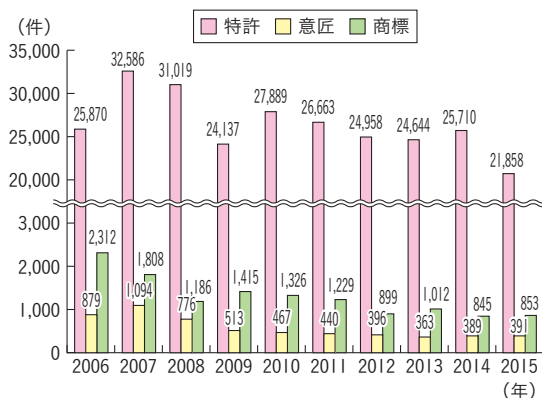
① 審判の請求動向

a. 拒絶査定不服審判¹請求件数の推移

2015 年における拒絶査定不服審判の請求件数は、特許が 21,858 件、意匠が 391 件、商標が 853 件であった。

また、特許の前置審査²の結果を見ると、拒絶査定を取り消して特許査定される件数（前置登録件数）の全体に占める割合は、2010 年以降、6 割前後で推移している。

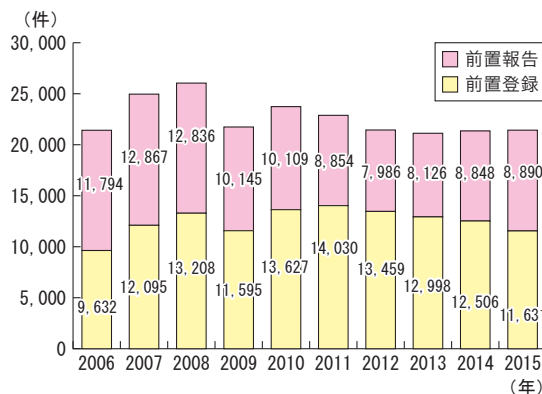
1-1-119 図

拒絶査定不服審判請求件数の推移
(2006-2015)

(資料)統計・資料編 第1章 7. (1)

1-1-120 図

前置審査結果の推移（特許）（2006-2015）



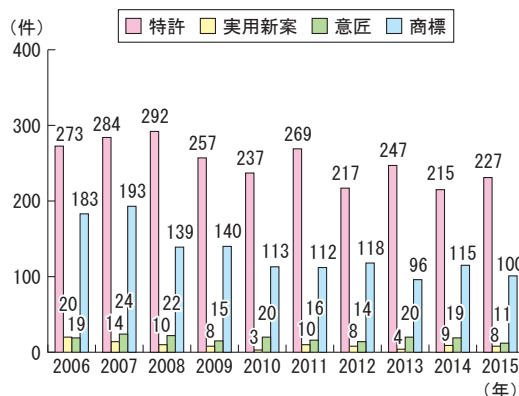
(資料)統計・資料編 第1章 7. (1)

b. 無効審判³請求件数の推移

2015 年における無効審判の請求件数は、特許が 227 件、実用新案が 8 件、意匠が 11 件、商標が 100 件であった。

1-1-121 図

無効審判請求件数の推移（2006-2015）



(資料)統計・資料編 第1章 7. (3)

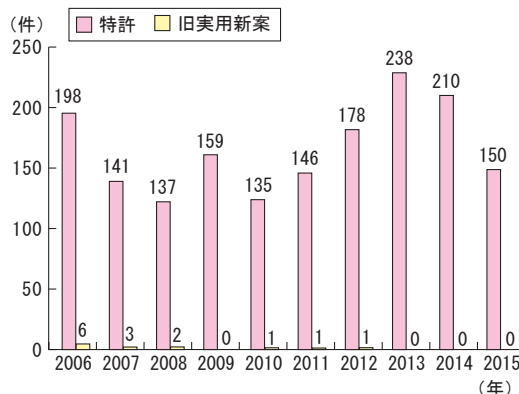
c. 訂正審判⁴請求件数の推移

2015 年における特許の訂正審判の請求件数は、150 件であった。

旧実用新案⁵については、近年ほとんど請求がない。

1-1-122 図

訂正審判請求件数の推移（2006-2015）



(資料)統計・資料編 第1章 7. (4)

1 審査官の行った拒絶査定に対して不服を申し立てる審判。

2 拒絶査定不服審判請求時に特許請求の範囲等の補正がなされたものについて、特許法第162条の規定により、審査官が行う審査。

3 既に登録されている特許、実用新案、意匠、商標に対して、その無効を求めて特許庁に請求する審判。

4 特許権者が権利の取得後に明細書、特許請求の範囲、又は図面を自ら訂正するための審判。

5 平成5年改正実用新案法の施行日前（1993年以前）に出願された実用新案。

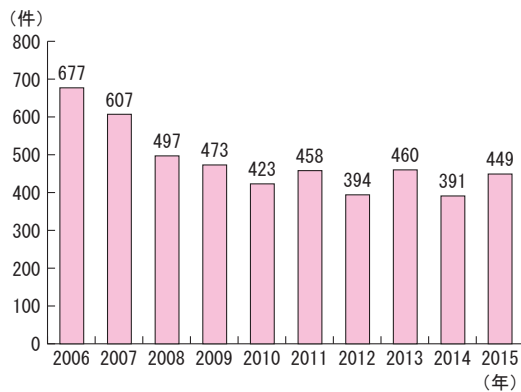
d. 異議申立¹件数の推移(権利単位)

2015 年における異議申立件数は、商標が 449 件であった。

2015 年 4 月 1 日に開始された特許の異議申立制度について、2015 年末までの申立件数は 364 件であった。

1-1-123 図

異議申立件数の推移(商標、権利単位)
(2006-2015)



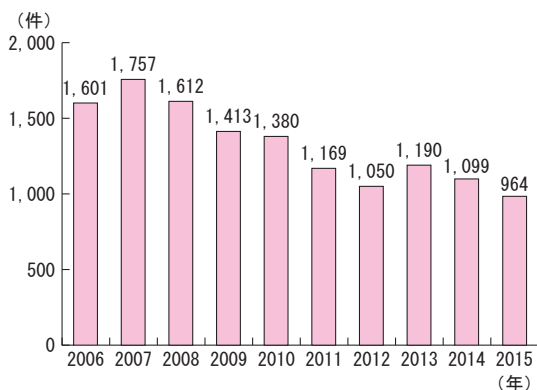
(資料)統計・資料編 第1章 7. (7)

e. 取消審判²請求件数の推移(商標)

2015 年における商標取消審判請求件数は 964 件であった。

1-1-124 図

取消審判請求件数の推移(商標)
(2006-2015)



(資料)統計・資料編 第1章 7. (5)

②審判の審理動向

拒絶査定不服審判の、2015 年の平均審理期間は、特許・実用新案では 12.5 か月、意匠では 7.3 か月、商標では 7.1 か月であった。また、特許・実用新案の拒絶査定不服審判の審理結果について、請求成立とした審決の割合(請求成立率)は、2008 年以降上昇傾向にあり、2015 年では 60%であった。

無効審判については、権利をめぐる紛争の早期解決に寄与するため、優先的に審理を行っており、特許・実用新案では、2015 年の平均審理期間は 10.5 か月であり、意匠では 16.6 か月、商標では 8.9 か月であった。

特許・実用新案の訂正審判は、侵害訴訟に関連して請求される場合が多いことから、優先的に審理を行っており、2015 年の平均審理期間は 2.2 か月であった。

商標の異議申立ての、2015 年における平均審理期間は 7.9 か月であり、取消審判の同期間は 6.4 か月であった。

審理の充実の観点から口頭審理を積極的に活用しており、2015 年の口頭審理の件数は、特許・実用新案では 215 件、意匠では 14 件、商標では 58 件であった。そのうち、全国各地域の中小・ベンチャー企業等を支援するため、審判官が全国各地に出向いて行われる巡回審判を、特許・実用新案で 19 件、商標で 6 件実施した。

1 特許権及び商標権の設定登録後の一定期間に限り、その取消を求めることができる制度。

2 商標権者が継続して 3 年以上登録商標を使用していないとき等において、商標登録を取り消すための審判。

1-1-125 図 2015 年 審理の状況

	拒絶査定 不服審判		無効審判		訂正審判		異議申立て		取消審判	
	処理 件数* ¹	平均審理 期間* ²	処理 件数* ¹	平均審理 期間* ²	処理 件数* ¹	平均審理 期間* ²	処理 件数* ¹	平均審理 期間* ²	処理 件数* ¹	平均審理 期間* ²
特許・ 実用新案	11,798	12.5 か月	234	10.5 か月	168	2.2 か月	5* ³	2.4 か月* ³		
意匠	451	7.3 か月	12	16.6 か月						
商標	912	7.1 か月	115	8.9 か月			399	7.9 か月	1,032	6.4 か月

(備考)*¹: 取下げを含む。

*²: 請求日から最終処分(審決・決定)までの期間の平均(ただし、特許の無効審判について、審決の予告を行うものは、審決の予告までの期間)。

*³: 特許異議申立制度が施行された2015年4月1日からの値。

(資料)特許庁作成

1-1-126 図 2015 年 審理結果*¹ の概要

	査定系審判* ²		当事者系審判* ³		異議申立て	
	請求 成立	請求 不成立* ⁴	請求 成立	請求 不成立* ⁴	取消 決定* ⁵	維持 決定* ⁶
特許・ 実用新案	6,639	4,377	41	143	0* ⁷	5
意匠	271	180	4	5		
商標	589	306	869	160	58	295

(備考)*¹: 審決・決定に至ったもののみ。

*²: 拒絶査定不服審判、補正却下不服審判、訂正審判を含む。

*³: 無効審判、取消審判を含む。

*⁴: 却下を含む。

*⁵: 一部取消しを含む。

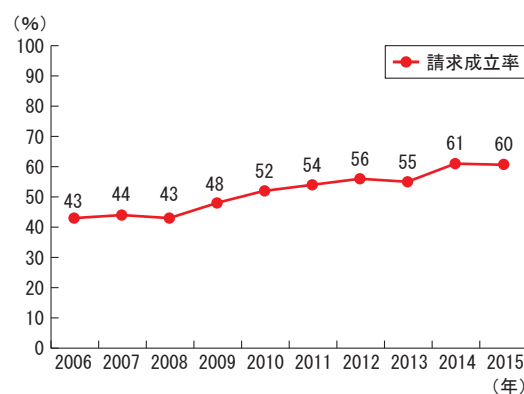
*⁶: 却下を含む。

*⁷: 手続の進行上、取消決定の実績はまだ無い。

(資料)統計・資料編 第1章7. (1)(2)(3)(4)(5)(7)、特許庁作成

1-1-127 図

拒絶査定不服審判事件における請求成立率の推移(特許)



(備考)請求成立率=請求成立件数/(請求成立件数+請求不成立(含却下)件数)

(資料)統計・資料編 第1章7. (1)

(2) 審決取消訴訟の出訴状況

① 出訴件数動向

2015年の審決取消訴訟¹の出訴件数について見ると、査定系審判では、前年に比べ特許・実用新案及び意匠が減少し、商標が増加した。

当事者系審判では、特許・実用新案、意匠及び商標がいずれも増加した。

1-1-128 図 2015年 出訴件数^{*1}

	特許・実用新案	意匠	商標
査定系審判 ^{*2}	73 (108)	2 (11)	26 (14)
当事者系審判 ^{*3}	118 (109)	2 (0)	41 (35)
異議申立て	0 (0)		1 (1)

(備考) *1: 表中括弧内は2014年。

*2: 拒絶査定不服審判、補正却下不服審判、訂正審判を含む。

*3: 無効審判、取消審判を含む。

(資料)統計・資料編 第2章 18. (1)

② 判決件数動向

2015年における審決取消訴訟の判決件数を見ると、請求棄却となった件数について、査定系審判では、前年と比べ特許・実用新案及び意匠は減少し、商標は増加した。当事者系審判では、前年と比べ特許・実用新案は減少し、意匠は1件であった。

また、審決取消となった件数について、査定系審判では、前年と比べ特許・実用新案は減少し、意匠は0件、商標は1件であった。当事者系審判では、前年と比べ特許・実用新案は減少し、商標は増加した。意匠は前年同様に0件であった。

2015年における査定系審判に関する請求棄却判決の全判決に占める割合（審決支持率）は、特許・実用新案が73.1%、意匠が100%、商標が94.4%となっている。

1-1-129 図 2015年 判決件数^{*1*2}

	特許・実用新案		意匠		商標	
	請求棄却	審決取消	請求棄却	審決取消	請求棄却	審決取消
査定系審判 ^{*3}	49 (84)	18 (21)	4 (13)	0 (1)	17 (15)	1 (0)
当事者系審判 ^{*4}	46 (50)	27 (37)	1 (0)	0 (0)	17 (13)	14 (5)
異議申立て	0 (-)	0 (-)			1 (1)	0 (0)

(備考) *1: 表中括弧内は2014年。

*2: 特許法第181条第2項の審決取消決定、訴訟中に訂正が確定したことによる審決取消判決は含まない。

*3: 拒絶査定不服審判、補正却下不服審判、訂正審判を含む。

*4: 無効審判、取消審判を含む。

(資料)統計・資料編 第2章 18. (2)

1 特許庁の審決等に不服のある者がその取消しを求め、知的財産高等裁判所に提訴する訴訟。